

# 西尾市津波避難計画

平成 27 年 3 月  
令和5年4月(修正)

西尾市

# 目 次

第1章 総則		
第1節 計画の目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節 計画の位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3節 用語の説明	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4節 計画の構成	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第5節 計画の修正	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 津波避難計画		
第1節 浸水想定区域図等	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2節 津波災害警戒区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第3節 避難対象地域の設定	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第4節 避難困難地域の設定	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第5節 緊急避難場所等、避難経路等	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第6節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第7節 初動体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第8節 避難誘導等に従事する者の安全確保	・・・・・・・・・・・・・・・・	45
第9節 津波情報の収集、伝達	・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第10節 避難指示の発令	・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第11節 津波対策の教育・啓発	・・・・・・・・・・・・・・・・	49
第12節 避難訓練の実施	・・・・・・・・・・・・・・・・	50
第13節 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	・・・・・・・・・・・・・・・・	50

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日に示した。この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を考える必要があるとしており、一つは、「最大クラスの津波」で、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2津波）であり、もう一つは「比較的発生頻度の高い津波」で、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1津波）である。

西尾市津波避難計画（以下、「本計画」という。）では、「愛知県津波浸水想定」と言われる、愛知県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースから、愛知県域に最も大きな影響を与えると考えられる①、⑥、⑦、⑧、⑨（5～6頁参照）の5つのケースを選定し、津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出した想定を対象としている。しかし、この想定においては内陸部への津波到達時間が示されていないため、津波到達時間については平成26年5月に愛知県が公表した過去地震最大モデルを対象とした想定を参考として用いる。地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数十時間において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、円滑な津波避難を実現することを目的とする。

### 最大クラスの津波（L2津波）

#### ■津波レベル

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

#### ■基本的な考え方

住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハードソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

## 比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）

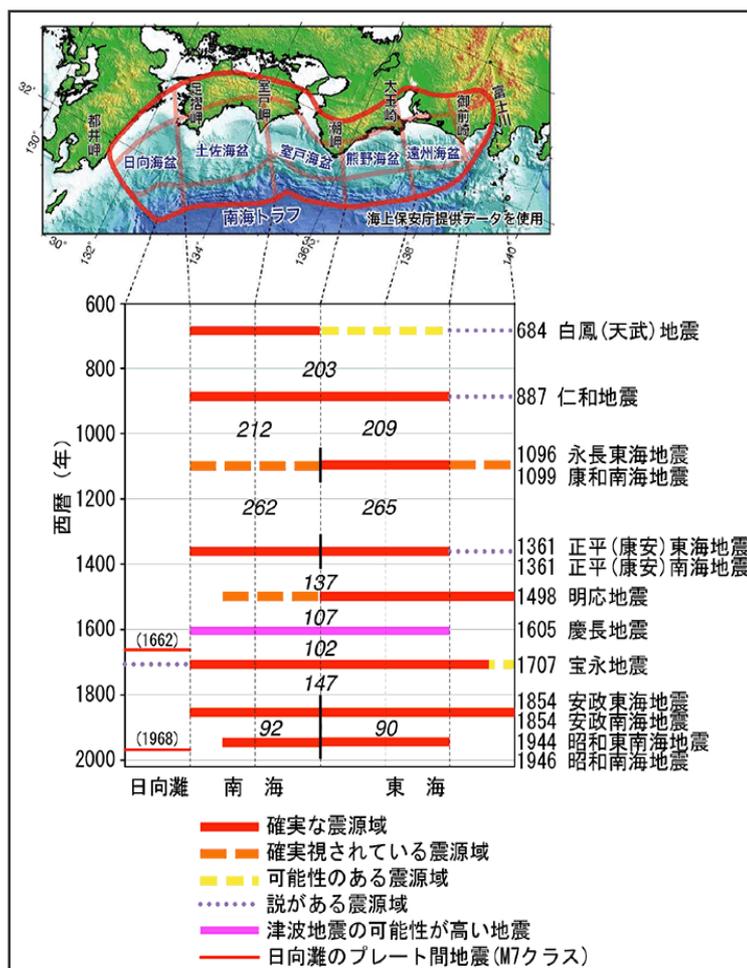
### ■津波レベル

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

### ■基本的な考え方

- 人命・住民財産の保護、地域経済の観点から、海岸保全施設等の整備を推進していく。
- 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。
- なお、整備される時間的なことを考えると、ソフト対策の有効な組み合わせが必要である。

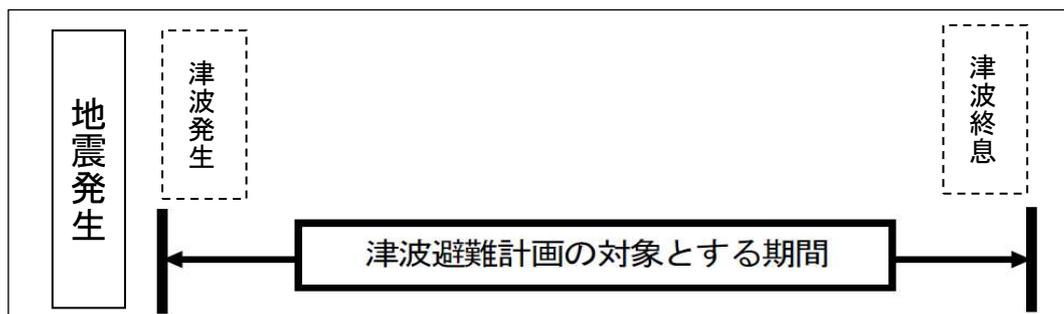
想定津波の考え方  
(平成 26 年 11 月愛知県 「津波浸水想定について (解説)」)



過去の地震の発生状況  
(地震調査研究推進本部 HP 「南海トラフで発生する地震」平成 26 年 3 月時点)

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、西尾市地域防災計画の下位計画と位置づけ、地震・津波発生直後から津波終息までの期間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために円滑な避難を行うための計画である。よって、本計画は、津波から命を守るための迅速かつ的確な避難という観点から作成を行う。ただし、市域の広範囲が浸水する本市においては、津波終息の後、命を守ってから避難生活を送る施設等についても、住民等の生命、身体の安全を確保するための重要な事柄であるため、あわせて記載するものとする。



津波避難計画の対象とする期間

(消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」平成25年3月を参考に作成)

## 第3節 用語の説明

本計画において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

表1 本計画内での用語の意味

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	悪条件下を前提に発生した津波による浸水が及ぶ区域
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき、愛知県知事が指定・公示した区域
避難対象地域	津波災害警戒区域に基づき市が指定した、津波が発生した場合に避難が必要な地域
津波一時待避所	体が不自由等の理由から遠くまでの避難が困難な方などが、緊急的かつ一時的に避難する施設
避難困難地域	津波の到達時間までに、津波災害警戒区域外や津波一時待避所に避難することが困難な地域
避難ルート	津波から逃げるために使用する、市の検討した標準的なルート
避難目標地点	津波の危険から避難するために、津波災害警戒区域外に定める場所で、命の安全を確保するための避難の目標とする地点
実想定 必要収容人員	指定避難所へ受け入れる必要のある避難者の数

南海トラフ地震 臨時情報	南海トラフ地震の発生可能性が通常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報
-----------------	--

※避難困難地域については、本市の避難行動は、湾内に位置するという地理的特性上、  
健常者・要配慮者に分けて考えていることから、前頁のように定義した。

## 第4節 計画の構成

本計画は、「愛知県市町村津波避難計画策定指針（令和2年3月改正愛知県）」に基づき、作成するものとする。同指針において本計画で定める必要があるとされている次の事項について、それぞれ下記のとおり本計画に記載する。

番号	定める必要がある事項	記載部分
1	津波浸水想定区域図	第2章 第1節
2	津波災害警戒区域	第2章 第2節
3	避難対象地域	第2章 第3節
4	避難困難地域	第2章 第4節
5	緊急避難場所、避難路等	第2章 第5節
6	南海トラフ地震臨時情報	第2章 第6節
7	初動体制	第2章 第7節
8	避難誘導等に従事する者の安全確保	第2章 第8節
9	津波情報の収集、伝達	第2章 第9節
10	避難指示の発令	第2章 第10節
11	津波対策の教育・啓発	第2章 第11節
12	避難訓練	第2章 第12節
13	その他の留意点	第2章 第13節

## 第5節 計画の修正

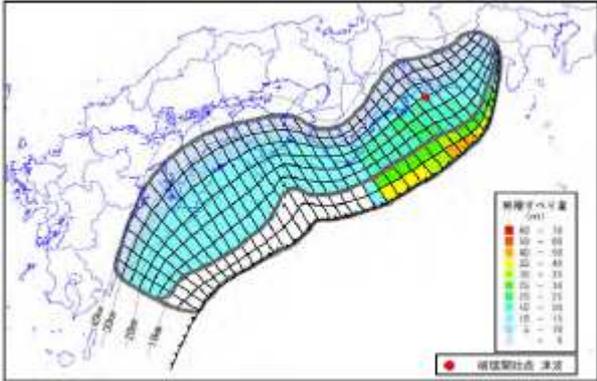
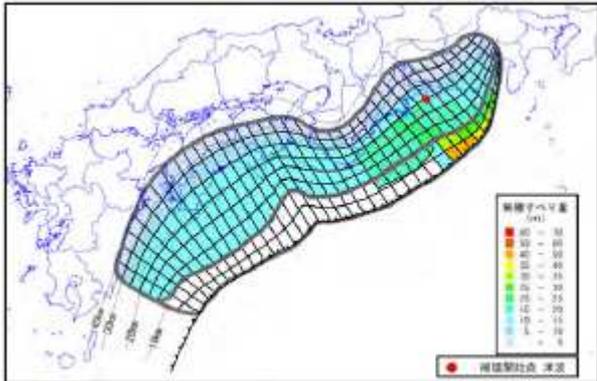
本計画は、東日本大震災における津波被害を踏まえた最新の知見から、平成26年5月に愛知県が公表した被害想定や令和元年7月に愛知県が指定した津波災害警戒区域、愛知県市町村津波避難計画策定指針などを踏まえて作成したものであり、今後は、災害対策基本法の改正等、状況の変化に応じて見直しを行うものとする。

## 第2章 津波避難計画

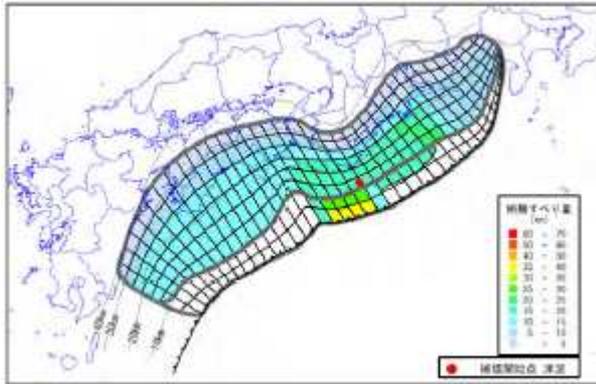
### 第1節 津波浸水想定区域図等

- (1) 愛知県沿岸に襲来する可能性のある想定津波について  
 愛知県では、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースの津波断層モデルによる津波を検討対象とした。
- (2) 選定した最大クラスの津波について  
 愛知県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、愛知県への影響が大きいと想定されるケースとして以下のように1, 6, 7, 8, 9を選定し、津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出した。

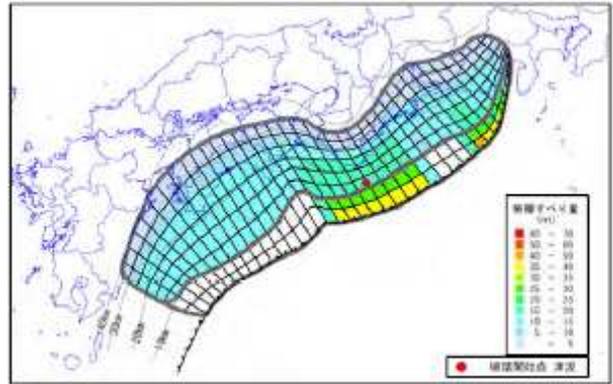
#### 南海トラフの巨大地震モデル

対象津波	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(H24. 8. 29)の想定地震津波	
マグニチュード	Mw=9.1	
ケース	津波断層モデルは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースから愛知県内の市町のいずれかで最大高となる5つのケースを対象とした。 西尾市においては、ケース⑨が最大の被害予測となる。	
ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定	ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+ (超大すべり域、分岐断層)」を設定	
		

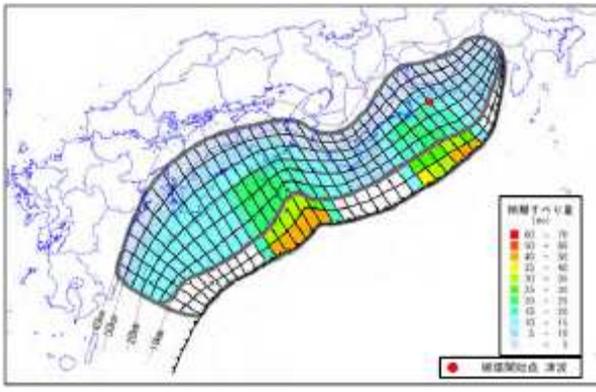
ケース⑦「紀伊半島沖」に「大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）」を設定



ケース⑧「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県東部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定



ケース⑨「愛知県東部沖～三重県東部沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定



想定における主な条件

地震・津波	「南海トラフの巨大地震モデル」の最大クラス津波（L2 津波）
地盤の沈降	地震動による地盤沈降を考慮
初期潮位（T.P.）	名古屋港 1.2m その他 1.0m
盛土構造物（土堰堤）	75%沈下（越流したら破堤）
護岸（コンクリート構造物）	倒壊を基本とするが前面埋め立て地護岸（二線堤）として設定した構造物は75%沈下
水門・陸閘	常時閉鎖の施設は閉条件とし、これ以外は開放
防波堤	倒壊（名古屋港高潮防波堤は地震対策後の地震津波による沈下量に基づいた天端高を設定）
計算時間	12 時間

本計画において、対象としている最大クラス津波（L2 津波）における本市の被害想定は次のとおりである。

最大津波高 注 1	5.6m（佐久島）、4.6m（本土側沿岸部の一部）
うち津波水位（T.P.m）	4.6m（佐久島）、3.9m（本土側沿岸部の一部）
うち地盤沈降量	1.0m（佐久島）、0.7m（本土側沿岸部の一部）
浸水面積 注 2 （浸水深 1 cm 以上）	5,172ha
代表地点津波水位 （T.P.m） 注 3	一色漁港 2.8m、東幡豆港 3.1m

注 1）最大津波高は海岸線から沖合 30m 地点における津波高を表示

注 2）浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深 1 cm 以上

注 3）代表地点の津波水位（T.P.m）は地盤沈下量を加味したものではない。

#### 【 参考 】

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（過去地震最大モデル）」にて予測されている本市の被害想定は下記のとおりである。

最大震度	7
最大津波高	5.1m（佐久島）、4.4m（本土側沿岸部の一部）
最短津波 到達時間 ※ （津波高 30cm）	41 分（佐久島）、53 分（本土側沿岸部の一部） ※地盤沈降による堤防からの越流により地震発生後 30 分以内に浸水が始まる地域も存在するため早期の避難が必要
浸水面積 （浸水深 1 cm 以上）	5,155ha

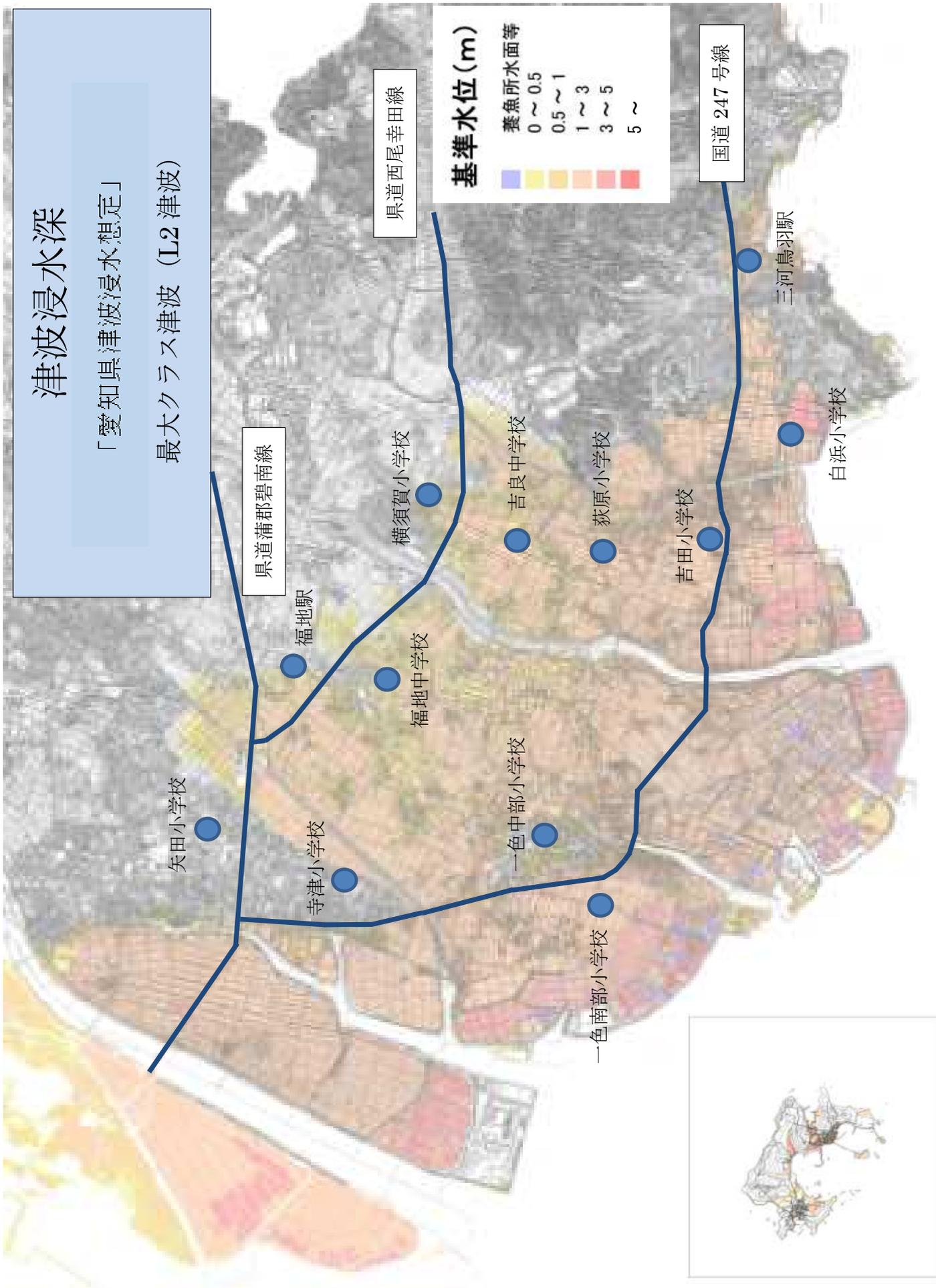
※ この時間は佐久島や本土側沿岸部の一部に津波高 30cm の津波が到達する時間であり、各地域の浸水時間は 9 頁のとおりである。

次頁以降に本市の詳細な津波浸水深等と主な道路及び公共施設を示すが、詳細は、西尾市津波ハザードマップ等を確認すること。なお、9 頁における津波到達時間とは、浸水深が 30cm に達する時間のことをいう。

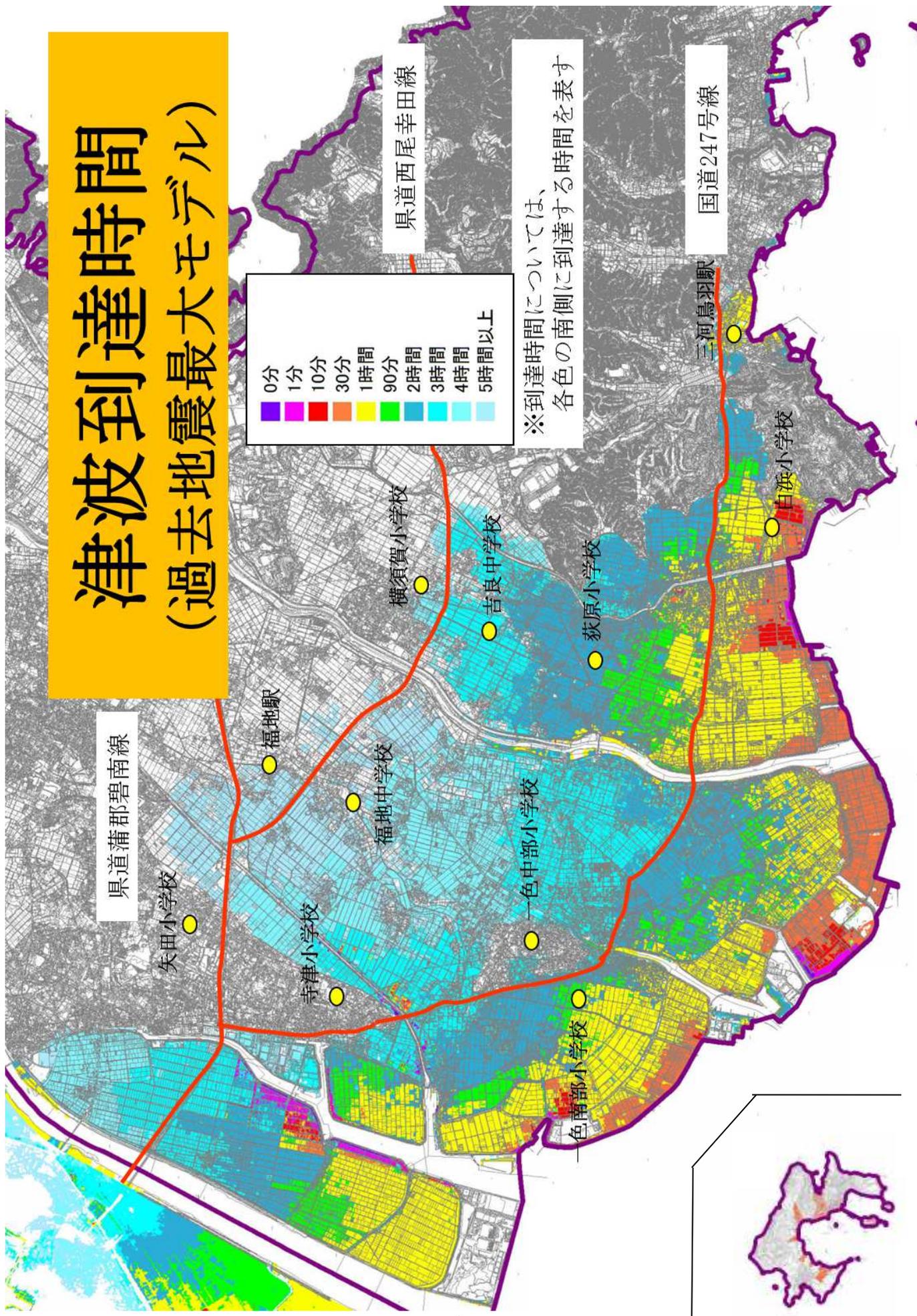
# 津波浸水深

「愛知県津波浸水想定」

最大クラス津波 (L2 津波)



# 津波到達時間 (過去地震最大モデル)



0分	1分	10分	30分	1時間	90分	2時間	3時間	4時間	5時間以上
紫	赤	黄	緑	青	水色	淡青	淡紫	淡黄	淡紫

※到達時間については、各色の南側に到達する時間を表す

県道蒲郡碧南線

県道西尾幸田線

国道247号線

矢田小学校

寺津小学校

福地駅

福地中学校

横須賀小学校

吉良中学校

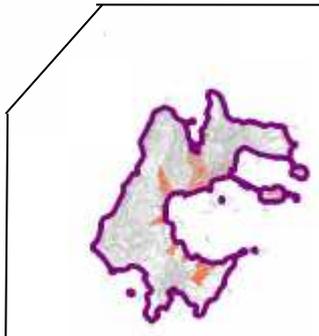
荻原小学校

一色中部小学校

色南部小学校

白浜小学校

三河島羽駅



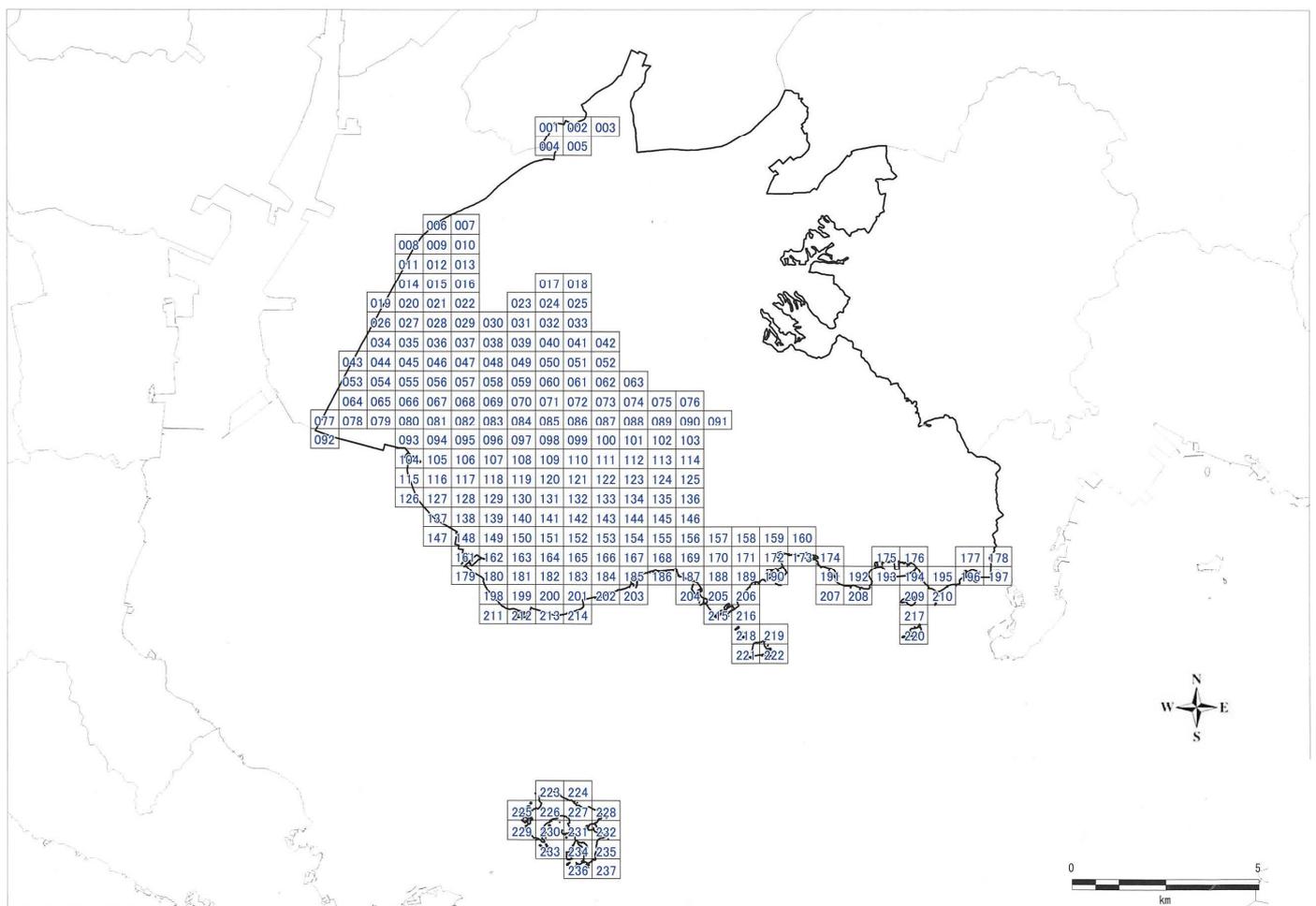
## 第2節 津波災害警戒区域

「津波災害警戒区域」は、愛知県津波浸水想定（H26.11）を踏まえ、津波による人的災害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき区域として愛知県が令和元年7月30日に指定したものである。

また、「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇分（せきあげ高）を加えて定める水位であり、地盤面からの高さで表示している。

市内にも下図のように津波災害警戒区域が指定されており、市内各地域の基準水位等の詳細は「マップあいち」で確認することができる。

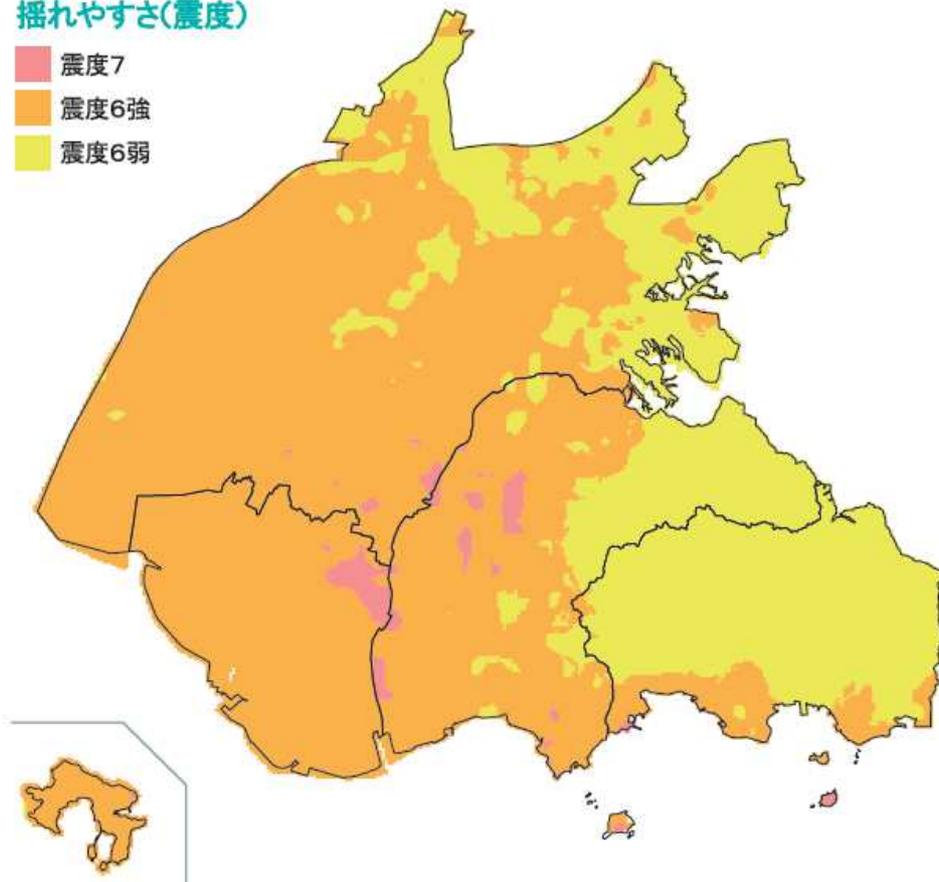
西尾市 全体位置図



津波災害警戒区域の指定に係る公示図書より引用

### 揺れやすさ(震度)

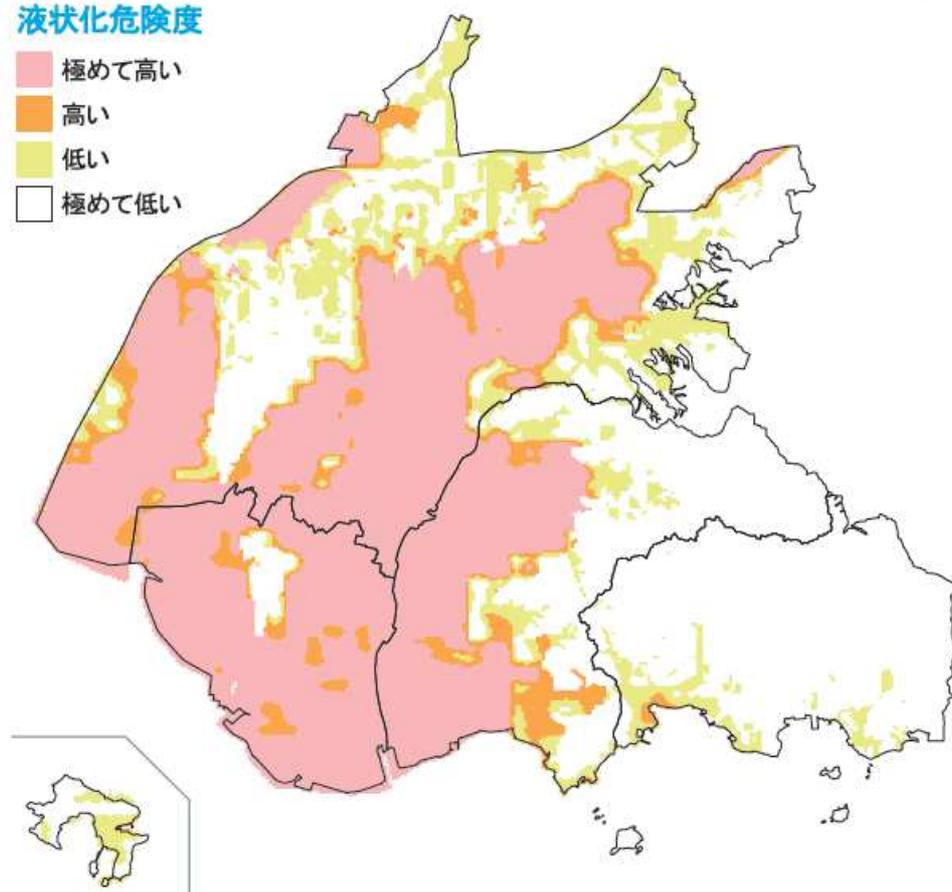
- 震度7
- 震度6強
- 震度6弱



出典 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震被害予測調査結果（平成26年5月公表）過去地震最大モデル

### 液状化危険度

- 極めて高い
- 高い
- 低い
- 極めて低い



出典 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震被害予測調査結果（平成26年5月公表）過去地震最大モデル

### 第3節 避難対象地域の設定

避難対象地域は、津波災害警戒区域に基づき市が指定した、津波が発生した場合に避難が必要な地域である。

「西尾市 避難情報に関する判断・伝達マニュアル」と整合をとり、避難対象地域を以下のように設定する。

避難対象地域

中畑町	巨海町	平口町	一色町佐久島	吉良町上横須賀
平坂町	刈宿町	笹曾根町	一色町治明	吉良町酒井
楠村町	中根町	横手町	一色町千間	吉良町下横須賀
西小柵町	十郎島町	天竹町	一色町惣五郎	吉良町白浜新田
小栗町	川口町	野々宮町	一色町対米	吉良町富田
上矢田町	深池町	米津町	一色町中外沢	吉良町富好新田
下矢田町	菱池町	南中根町	一色町野田	吉良町友国
国森町	須脇町	一色町赤羽	一色町藤江	吉良町中野
新在家町	斉藤町	一色町味浜	一色町細川	吉良町八幡川田
住崎四丁目	熱池町	一色町生田	一色町前野	吉良町宮崎
矢曾根町	長縄町	一色町池田	一色町松木島	吉良町吉田
奥田町	上道目記町	一色町一色	一色町養ヶ島	寺部町
西奥田町	下道目記町	一色町大塚	吉良町饗庭	鳥羽町
南奥田町	針曾根町	一色町開正	吉良町大島	西幡豆町
港町	行用町	一色町小藪	吉良町荻原	東幡豆町
徳永町	八ヶ尻町	一色町坂田新田	吉良町乙川	
寺津町	市子町	一色町酒手島	吉良町小山田	

※津波災害警戒区域外を除く。

## 第4節 避難困難地域の設定

次節における健常者及び要配慮者の避難行動から、避難困難地域は下記のとおり設定される。

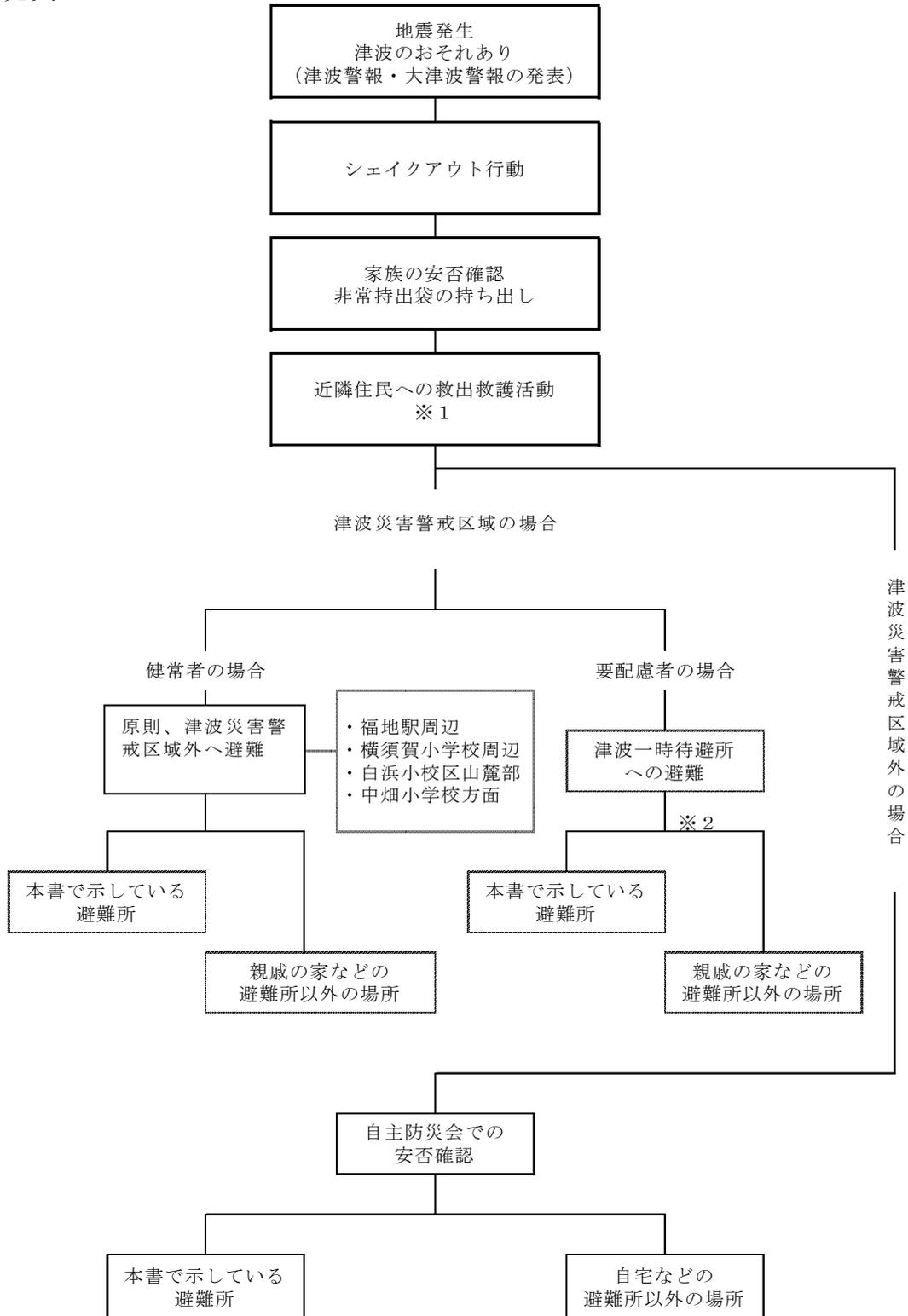


健常者・要配慮者の避難困難地域については、高島排水機場に避難する（令和4年度整備）。要配慮者の避難困難地域については、津波避難施設の建設や既存建物の改修により対応する。なお、整備した各種施設については、地域住民等と積極的な防災訓練を実施し、円滑な避難が実現できる体制を整えていくものとする。

## 第5節 緊急避難場所等、避難経路等

津波発生時には、津波災害警戒区域の健常者は津波災害警戒区域外へ、要配慮者は津波一時待避所へ避難することを原則とする。

### (1) 発災フロー



- ※1 津波災害警戒区域の場合、津波到達時間の考慮が必要
- ※2 要配慮者については、救助車両等で指定避難所まで送ることを想定
- 注) 昼間発災の場合は、保育園・幼稚園・小中学校・高校については、各施設の判断によるが、校舎の上層階への避難を想定

## 1. 健常者の津波発生時の避難行動

津波発生時には、吉田高島地区を除くその他の地区の健常者は、津波災害警戒区域外へ徒歩にて避難できることを次の条件のもと検証した。

### (1) 検証条件

- ・本計画9頁に示されるとおり、津波到達時間は内陸部に行けば行くほど長くなる。そのため、避難速度1.38km/h<sup>1</sup>で徒歩にて避難した場合、発災後ただちに(5分後<sup>2</sup>)避難を開始すれば、津波到達時間よりも早く津波災害警戒区域外に避難することが可能である地域の健常者については、津波災害警戒区域外への避難を原則とする。この原則は長距離の移動となるが「愛知縣市町村津波避難計画策定指針(令和2年3月改正 愛知県)」によれば、津波避難は時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本であるとされていること、避難目標地点は、津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定め、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となるとされていることから、人命を守ることを第一に考えた場合の適切な原則であると考えられる。なお、津波浸水想定区域外への避難に関しては、町内会ごとに津波到達時間と避難距離を検証している(16頁参照)。
- ・上記の速度では津波到達よりも前に津波災害警戒区域外への避難が困難となる吉田高島地区については、13頁のとおり対応するものとする。
- ・津波避難には時間的制約があることから、万が一、橋梁が被害を受けており、渡れなかった場合には、津波に追いつかれ、命を落とす可能性がある。そのため、橋梁そのものの被害や橋梁につながる道路被害を想定し、津波避難の際には、矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入江・一色排水路の6つの河川等は渡らないこととする。  
なお、津波災害警戒区域外への避難が完了し、津波が収まった後に避難所へ移動する場合は、対象とした河川等についても、各自で安全を確認の上、橋等を使用し避難するものとする。
- ・自動車での避難は、道路の液状化被害が予想されるため、困難であると想定する。また、たとえ可能であったとしても、避難時間が限られる津波避

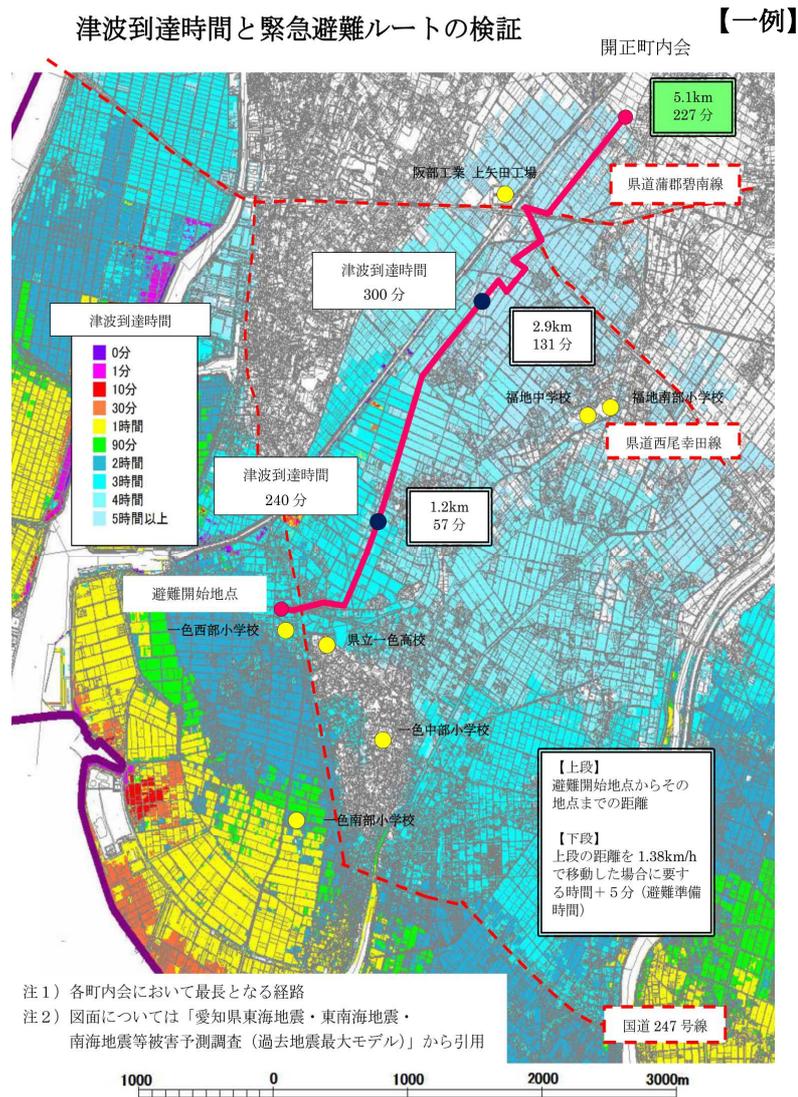
<sup>1</sup> 愛知縣市町村津波避難計画策定指針(令和2年3月改正 愛知県)における夜間 液状化を考慮した場合の健常者の避難速度

<sup>2</sup> 愛知縣市町村津波避難計画策定指針(令和2年3月改正 愛知県)における「地震発生後5~10分後に避難開始できるものと想定する」との記載から、早期避難を実現するため5分と設定

難の際には、交通混乱を招くだけでなく、人命にも影響を及ぼすため、徒歩で避難することとする。

## (2) 検証図（一例）

前に記述した条件のもと、下図のように各町内会から津波浸水想定区域外に避難できることを検証した。ここでは、過去地震最大モデルを対象とした想定を用いている。



## (3) 避難ルートの設定

津波災害警戒区域外までの避難ルートを17～19頁のとおり設定する。なお、このルートは標準的なものとして設定しているため、災害発生時の被害状況や通行状態により、迂回して避難することもありうる。また、(1)検証条件で津波避難の際には渡らないと設定した6つの河川等以外の用水路などについては、ボックスカルバート工法の橋梁や川幅が狭いことから落橋しても跨いで渡ることができると考えられる部分を避難ルートとして設定している。

# 津波ハザードマップ

## ① 中畑・平坂・矢田・寺津地区

発行：西尾市 危機管理局危機管理課 TEL：0563-65-2137 発行年月：令和3年3月

### このマップについて

このハザードマップは、令和元年7月に愛知県により指定された津波災害警戒区域を表示し、津波発生時の適切な避難行動を検討・実現することを目的に作成しました。日ごろより、ハザードマップを確認し、避難について考えておいてください。掲載している津波災害警戒区域等は、あくまでも想定であり、表示した津波深より津波が大きくなることや、警戒区域外であっても災害が発生する可能性もあります。十分ご注意ください。西尾市には、津波以外にも様々な種類の災害が発生する可能性があります。土砂災害や洪水のハザードマップ等をあわせて確認しておきましょう。

### 津波災害警戒区域とは

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として愛知県知事が指定した区域です。このハザードマップのうち、基準水位の着色がなされている区域が対象です。

津波災害警戒区域内（イエローゾーン）において、建築物の建築やそれともなう開発行為が制限されることはありません。津波災害警戒区域外（グリーンゾーン）において、建築物の建築やそれともなう開発行為が制限されることはありません。津波災害警戒区域から外れている場合があります。そのため、周辺の土地が警戒区域に指定されている場合は、津波到達の恐れがあるので、避難してください。

## 【平坂・寺津地区 避難ルート】

避難ルート（市道）

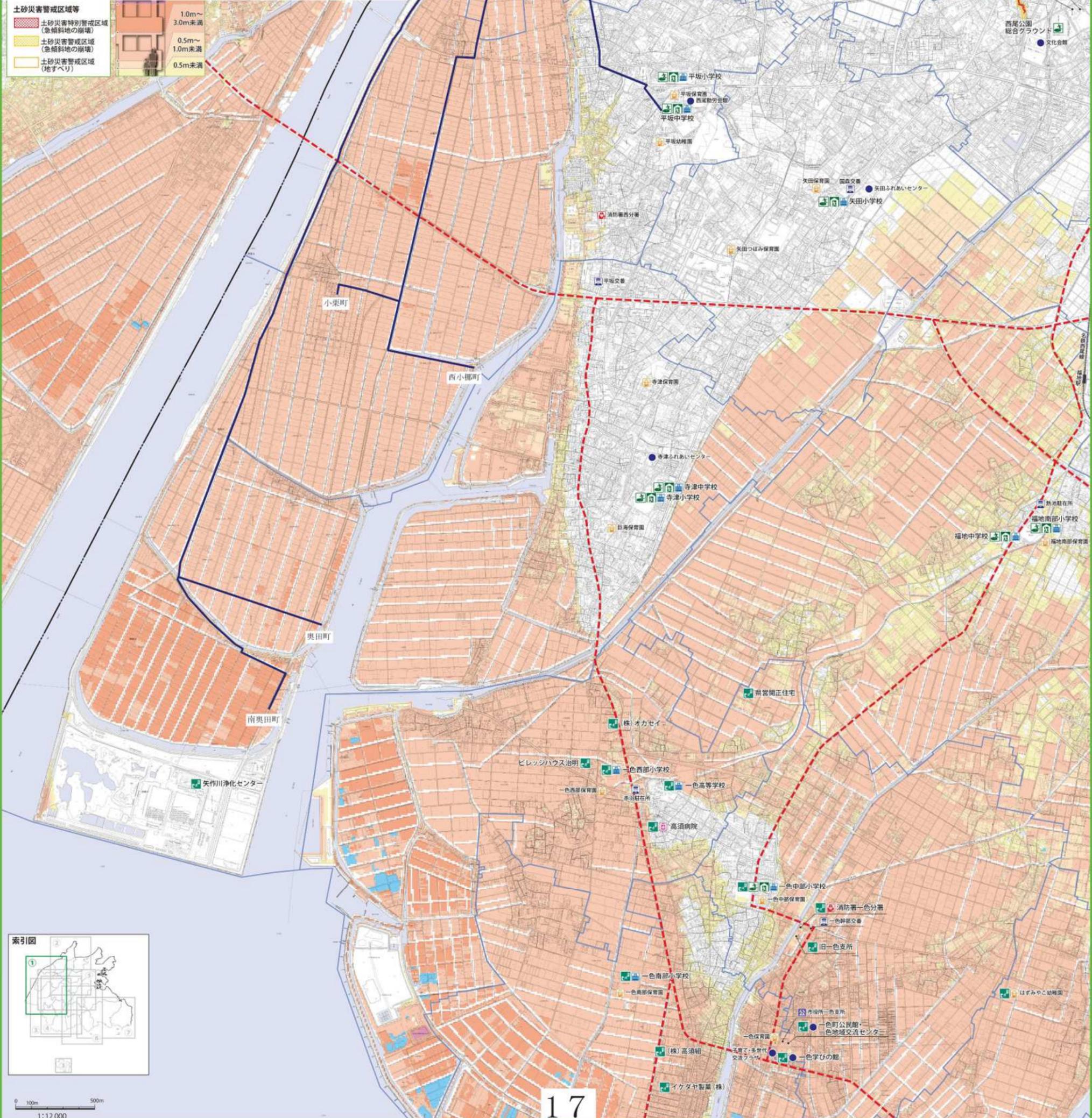
避難ルート（県道・国道）

避難ルート（迂回路）

※各町内会のうち、津波災害警戒区域の外から最も遠い居住地を始点としている。

土砂災害警戒区域等  
土砂災害特別警戒区域  
（急傾斜地の崩壊）  
土砂災害警戒区域  
（急傾斜地の崩壊）  
土砂災害警戒区域  
（地すべり）

1.0m～  
3.0m未満  
0.5m～  
1.0m未満  
0.5m未満



0 100m 500m  
1:12,000

# 津波ハザードマップ

## ③ 一色西部・一色中部・佐久島地区

発行：西尾市 危機管理課 危機管理課 TEL：0563-65-2137 発行年月：令和3年3月

### 凡例

- 津波一時待避所
- 指定緊急避難場所(津波)
- 指定避難所(津波)
- 学校
- 市役所・支所
- 警察署・交番・駐在所
- 消防署
- 救急病院
- 幼稚園・保育園
- その他の施設
- 地下道

### このマップについて

このハザードマップは、令和元年7月に愛知県により指定された津波災害警戒区域を表示し、津波発生時の適切な避難行動を検討・実現することを目的に作成しました。日ごろよりハザードマップを確認し、避難について考えておいてください。掲載している津波災害警戒区域等は、あくまでも想定であり、表示した浸水深より津波が大きくなることや、警戒区域外であっても災害が発生する可能性もあります。十分ご注意ください。

西尾市には、津波以外にも様々な種類の災害が発生する可能性があります。土砂災害や洪水のハザードマップ等をあわせて確認しておきましょう。

### 避難所等の解説

- 【津波一時待避所】  
体から自由の理由から津波災害警戒区域外までの避難が困難な場合に、緊急的に待避する場所
- 【指定緊急避難場所】  
地震や津波から命を守るために、緊急的に避難する場所
- 【指定避難所】  
自宅等が被害を受け、生活ができなくなった場合に避難生活を行う場所
- 【指定避難所(二次開設)】  
避難の長期化、避難者数の増加などに対応するため、二次的に開設する場所  
※開設については、前記避難所等とあわせてお示しします。

### 基準水位

- 5.0m以上
- 3.0～5.0m未満
- 1.0～3.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.1～0.5m未満
- 池沼等(警戒区域内)

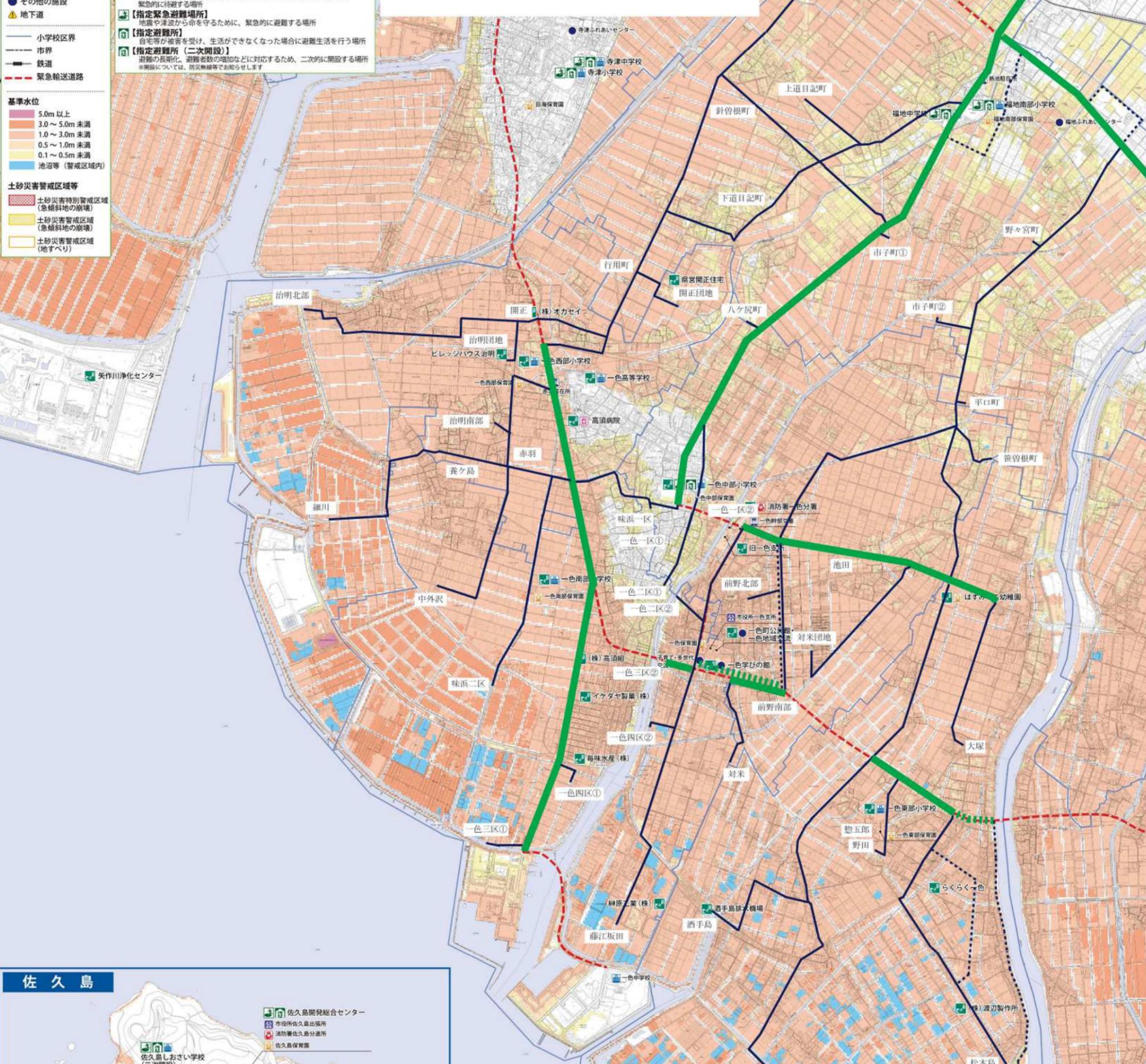
### 土砂災害警戒区域等

- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域(地すべり)

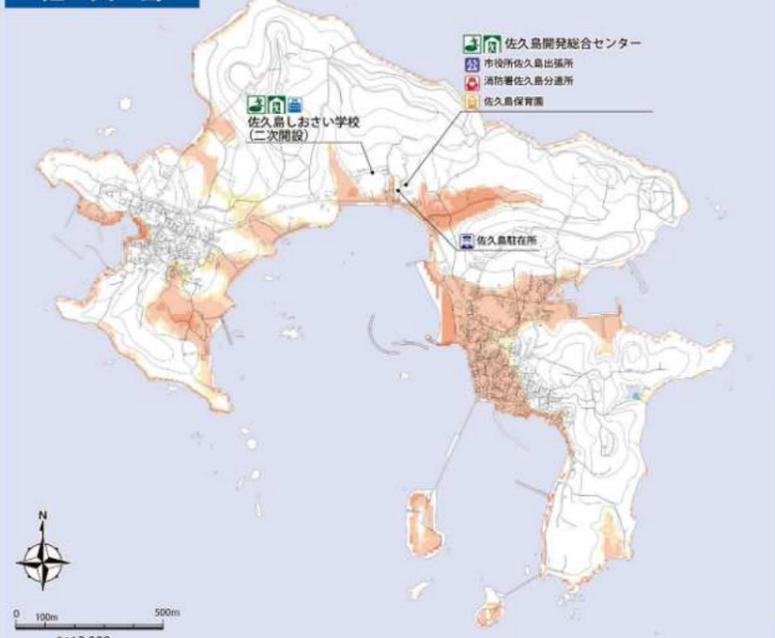
### 【一色地区 避難ルート】

- 避難ルート(市道)
- 避難ルート(県道・国道)
- 避難ルート(迂回路)

※各町内会のうち、津波災害警戒区域の外から最も近い居住地を始点として記載している。



### 佐久島

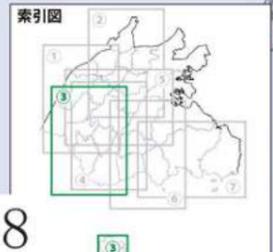
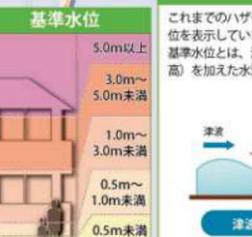
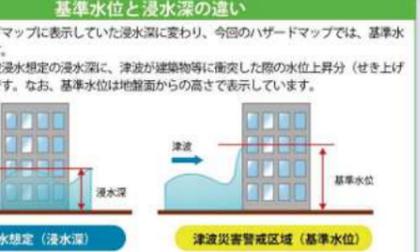


**「瞬間」警戒区域とは**

津波災害警戒区域(イエローゾーン)は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波災害を防止するために警備避難体制を特に整備すべき区域として愛知県知事が指定した区域です。このハザードマップのうち、基準水位の色がなされている区域が対象です。

津波災害警戒区域(イエローゾーン)において、建築物の建築やそれにとりまなう開発行為が制限されることはありません。

【注意】砂浜や海岸護岸、河川、水路、池等については、陸地として扱われていないため、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合があります。そのため、周辺の土地が警戒区域に指定されている場合は、津波到達の恐れがあるので、避難してください。

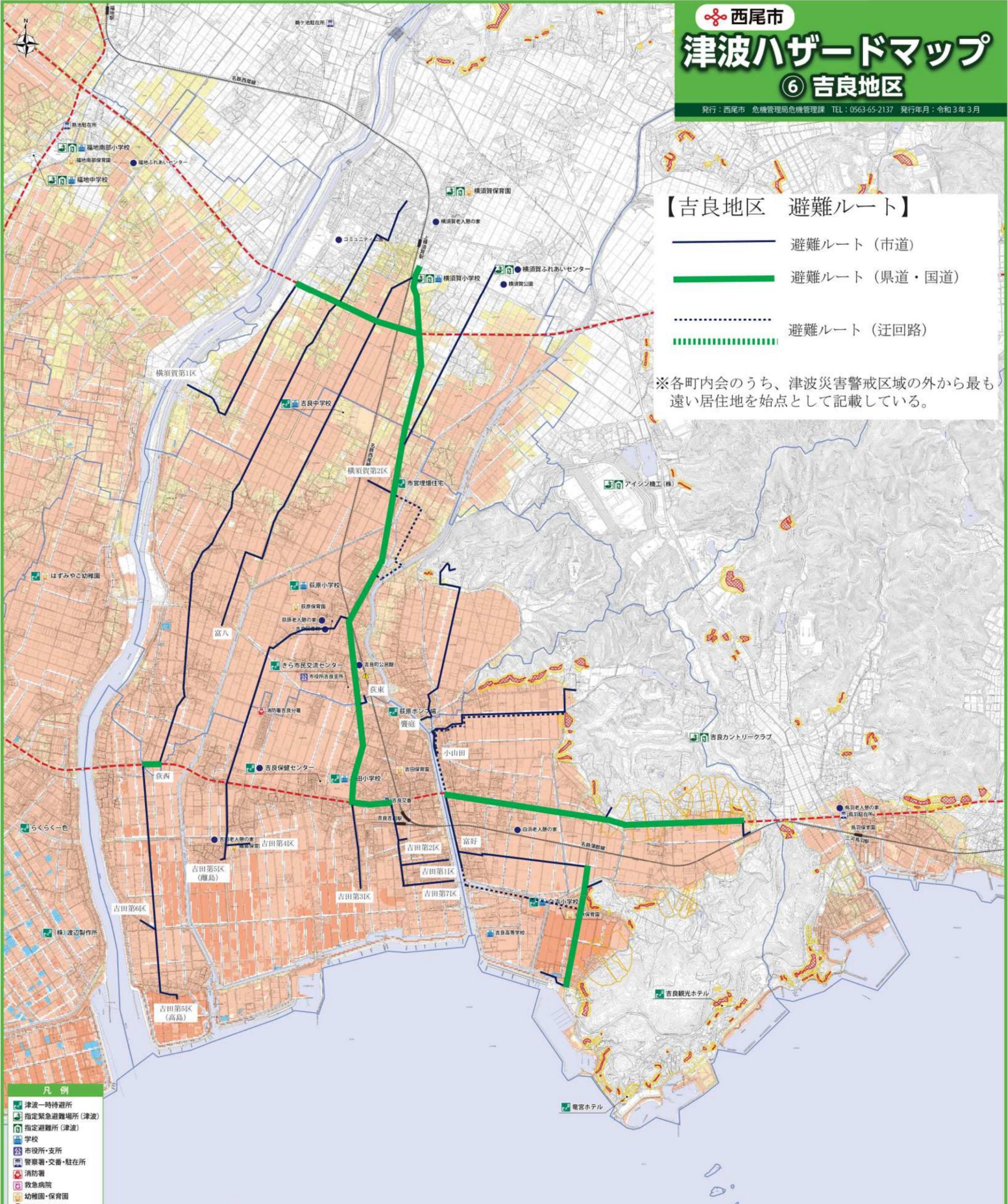


この地図は、平成24年3月作成の西尾市都市計画基本図を使用して作成したものである。測量法に基づく国土院院長承認(使用) R2H6 838

### 【吉良地区 避難ルート】

- 避難ルート（市道）
- 避難ルート（県道・国道）
- 避難ルート（迂回路）

※各町内会のうち、津波災害警戒区域の外から最も遠い居住地を始点として記載している。

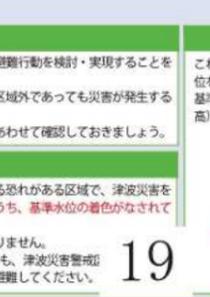
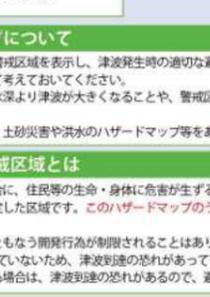
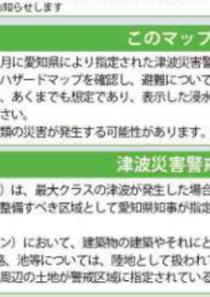
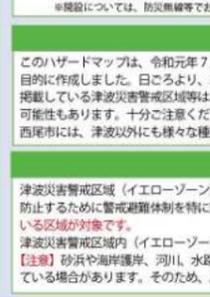


- #### 凡例
- 津波一時待避所
  - 指定緊急避難場所（津波）
  - 指定避難所（津波）
  - 学校
  - 市役所・支所
  - 警察署・交番・駐在所
  - 消防署
  - 救急病院
  - 幼稚園・保育園
  - その他の施設
  - 地下道

- #### 避難所等の解説
- 【津波一時待避所】 津波発生時に津波災害警戒区域外からの避難が困難な場合に、緊急的に待避する場所
  - 【指定緊急避難場所】 地震や津波から命を守るために、緊急的に避難する場所
  - 【指定避難所】 自宅等が被害を受け、生活ができなくなった場合に避難生活を行う場所
  - 【指定避難所（二次開設）】 避難の長期化、避難者数の増加などに対応するため、二次的に開設する場所 ※開設については、防災無線等でお知らせします

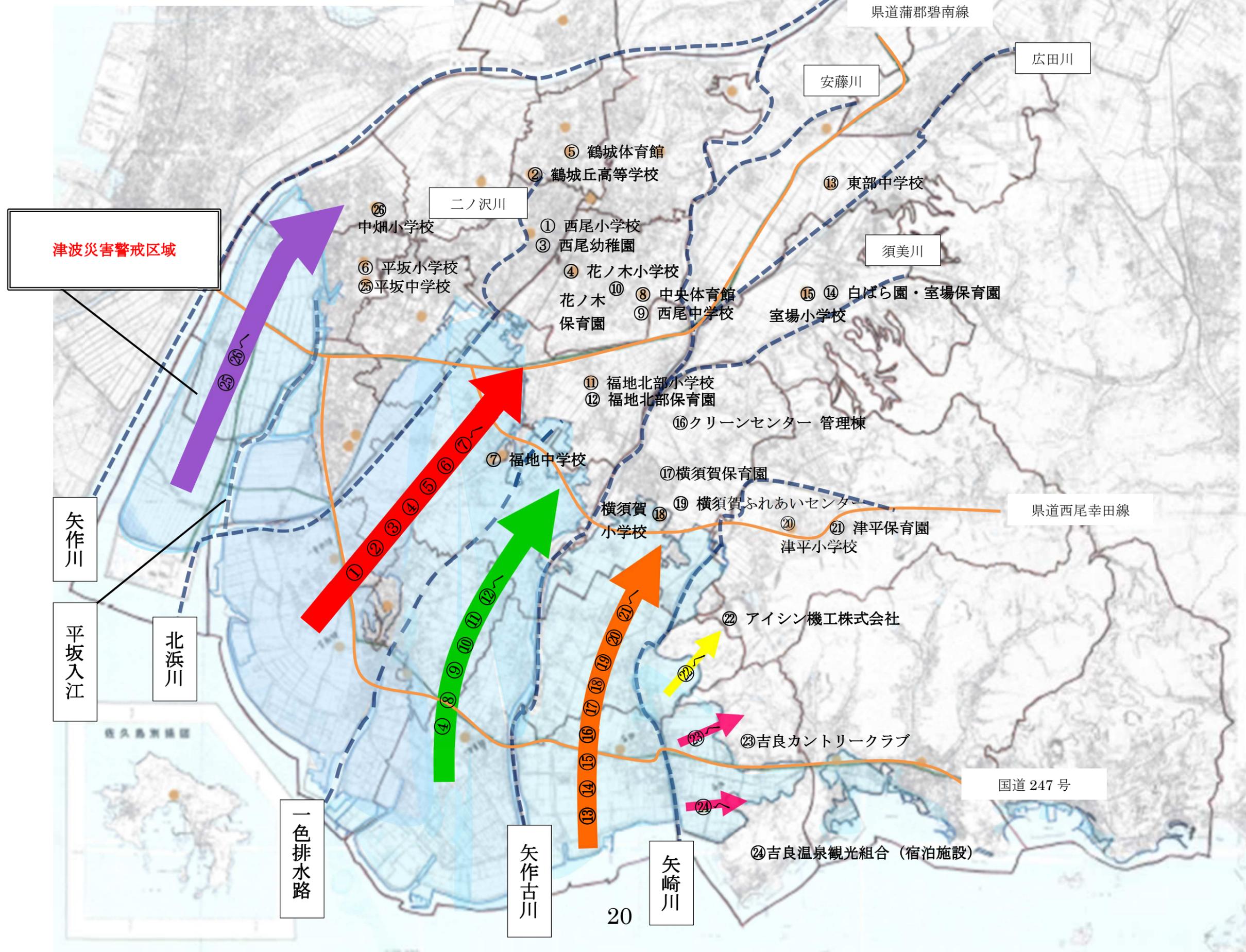
- #### このマップについて
- このハザードマップは、令和元年7月に愛知県により指定された津波災害警戒区域を表示し、津波発生時の適切な避難行動を検討・実現することを目的に作成しました。日ごろより、ハザードマップを確認し、避難について考えておいてください。
- 掲載している津波災害警戒区域等は、あくまでも想定であり、表示した浸水深より津波が大きくなることや、警戒区域外であっても災害が発生する可能性もあります。十分ご注意ください。
- 西尾市には、津波以外にも様々な種類の災害が発生する可能性があります。土砂災害や洪水のハザードマップ等をあわせて確認しておきましょう。

- #### 津波災害警戒区域とは
- 津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として愛知県知事が指定した区域です。このハザードマップのうち、基準水位の着色がなされている区域が対象です。
- 津波災害警戒区域内（イエローゾーン）において、建築物の建築やそれともなう開発行為が制限されることはありません。
- 【注意】砂浜や海岸護岸、河川、水路、池等については、陸地として扱われていないため、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域外と見做す場合があります。そのため、周辺の土地が警戒区域に指定されている場合は、津波到達の恐れがあるので、避難してください。



この地図は、平成24年3月作成の西尾市都市計画基本図を使用して作成したものである。

# 津波災害警戒区域からの避難イメージ



(4) 津波浸水想定区域外までの距離

各町内会から津波浸水想定区域外までの避難ルートに基づいた避難における最長距離は下表のとおりとなる。

福地南部小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
長縄町	1.9
上道目記町	1.2
菱池町	2.1
熱池町	0.7
下道目記町	1.4
針曾根町	1.4
行用町	2.5
八ヶ尻町	2.4
斉藤町	1.7
横手町	3.1
天竹町	2.5
野々宮町	2.6
市子町 (一色排水路西)	3.0
市子町 (一色排水路東)	3.5
平口町	3.9
笹曾根町	4.3

寺津小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
奥田町	5.9
南奥田町	6.3

平坂小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
小栗町	3.2
西小槲町	3.6

一色西部小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
開正	5.1
開正団地	4.4
赤羽	0.8
治明北部	6.5
治明南部	6.0
治明団地	5.3
養ヶ島	6.5
細川	6.0

一色南部小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)	町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
中外沢	6.1	一色三区 (一色排水路西)	7.0

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)	町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
味浜二区	2.9	一色三区 (一色排水路東)	4.9
藤江坂田	6.2	一色四区 (一色排水路西)	7.8
		一色四区 (一色排水路東)	5.3

一色中部小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)	町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
味浜一区	4.1	池田	3.3
一色一区 (一色排水路西)	4.0	前野北部	4.2
一色一区 (一色排水路東)	4.5	前野南部	4.5
一色二区 (一色排水路西)	7.0	対米	5.2
一色二区 (一色排水路東)	4.4		

一色東部小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)	町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
対米団地	4.0	千間	7.1
大塚	4.3	生田	7.1
野田	4.9	酒手島	6.1
松木島	6.6	惣五郎	4.6

横須賀小校区（津波浸水想定区域のみ）

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)	町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
横須賀第1区	2.4	横須賀第2区	1.3

荻原小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)	町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
饗庭	1.2	荻西	3.9
荻東	3.3	富八	3.0

吉田小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)	町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
吉田第1区	4.4	吉田第5区	6.7
吉田第2区	4.0	吉田第6区	5.0
吉田第3区	4.1	吉田第7区	5.2
吉田第4区	4.3		

白浜小校区

町内会名	津波浸水想定区域外までの距離 (km)
小山田	1.3
富好（小山田方面）	1.6
富好（正法寺方面）	1.3

※乙川町内会、宮崎町内会、佐久島及び幡豆地区については、近くの山麓へ一時的に避難するものと想定

## 2. 要配慮者の津波発生時における避難行動

要配慮者は、津波発生時には、津波一時待避所に避難することを原則とする。

### (1) 要配慮者

津波一時待避所に避難する要配慮者は下記の8種類と想定する。

#### ① 避難行動要支援者

(要介護認定3以上、身体障害1～2級、知的障害A判定、精神障害1級、難病患者に該当する者)

#### ② 避難行動要支援者の避難支援者 (避難行動要支援者1人につき2人)

#### ③ 75歳以上の者

#### ④ 0-5歳児

#### ⑤ 0-5歳児の避難支援者 (0-5歳児1人につき1人)

#### ⑥ 妊婦

#### ⑦ 重傷者

#### ⑧ 重傷者の避難支援者 (重傷者1人につき2人)

なお、これはあくまでも津波一時待避所への避難者数を算定するにあたり設定したものであり、実際には個々人がその状況等に応じて、避難先を決定するものとする。

### (2) 避難可能範囲

要配慮者の避難速度を  $0.69\text{km/h}^1$  とし、避難準備時間を5分<sup>2</sup>と設定して各津波一時待避所へ津波到達よりも前にたどり着ける距離を次頁の表のように算出する。下の(ア)の式で求められる値を道路ルートに即した避難可能距離とする。なお、避難手段は原則徒歩と想定する。

$$\{(\text{津波到達時間}-5\text{分}) / 60\text{分}\} \times 0.69 \quad \dots \quad (\text{ア})$$

ただし、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者が、長距離を移動することは、現実的に困難であると考えられるため、避難可能距離の上限を概ね  $1\text{km}^3$  と設定する。

<sup>1</sup>愛知県市町村津波避難計画策定指針(令和2年3月改正 愛知県)で定められる夜間・液状化を考慮した場合の高齢者の避難速度

<sup>2</sup>東日本大震災発生時には、津波は来ないだろうと思ったり、津波のことはほとんど考えなかった方もおり、避難の開始までに平均で22分かかっているというデータもあるが、大きな揺れを感じたらすぐ避難を開始することを原則とし、日ごろの訓練により迅速な避難を実現するため、5分と設定した。

<sup>3</sup>愛知県市町村津波避難計画策定指針(令和2年3月改正 愛知県)で定められる避難距離

津波一時待避所名	収容可能 人員	津波到達時間 <sup>4</sup> (浸水深 30cm)	避難可能 距離	【参考】 津波一時待避所を 中心とした場合に 設定できる円の半径 <sup>5</sup>
県立一色高等学校	1,320 人	3 時間以上	1km	0.67km
ビレッジハウス 治明	430 人	3 時間以内	1km	0.67km
県営開正住宅	1,030 人	3 時間以上	1km	0.67km
高須病院	440 人	3 時間以内	1km	0.67km
(株)オカセイ 本社	370 人	3 時間以上	1km	0.67km
イケダヤ製菓(株) 第 2 工場	160 人	3 時間以内	1km	0.67km
毎味水産(株) 本社工場	240 人	75 分	0.8km	0.53km
一色中部小学校	560 人	津波浸水想定区域外	1km	0.67km
一色東部小学校	1,290 人	3 時間以内	1km	0.67km
一色南部小学校	1,650 人	90 分	0.97km	0.65km
一色西部小学校	840 人	3 時間以上	1km	0.67km
一色町公民館	1,280 人	3 時間以内	1km	0.67km
旧一色支所	1,070 人	3 時間以上	1km	0.67km
(株)渡辺製作所 社屋	220 人	80 分	0.86km	0.57km
らくらく一色	280 人	3 時間以内	1km	0.67km
吉良観光ホテル	370 人	津波浸水想定区域外	1km	0.67km
竜宮ホテル	1,330 人	津波浸水想定区域外	1km	0.67km
荻原小学校	1,330 人	3 時間以内	1km	0.67km
吉田小学校	1,610 人	80 分	0.86km	0.57km
白浜小学校	1,780 人	60 分	0.63km	0.42km
吉良中学校	2,310 人	3 時間以上	1km	0.67km
吉良保健センター	830 人	80 分	0.86km	0.57km

<sup>4</sup>過去地震最大モデル（平成 26 年 5 月 愛知県）から設定

<sup>5</sup>避難可能距離÷1.5 で求めるものとする

※1.5：「東日本大震災時の地震・津波避難に関する住民アンケート調査（平成 24 年 12 月 内閣府）」における「徒歩での避難の実測距離は、直線距離の 1.5 倍であった」という結果から引用

津波一時待避所名	収容可能人員	津波到達時間 (浸水深 30cm)	避難可能距離	【参考】 津波一時待避所を中心とした場合に 設定できる円の半径
矢作川 浄化センター	330 人	津波浸水想定区域外	1km	0.67km
(株)高須組 本社	150 人	3 時間以内	1km	0.67km
荻原ポンプ場	170 人	90 分	0.97km	0.65km
榊原工業(株) 坂田 A 棟	1,160 人	75 分	0.8km	0.53km
消防署 一色分署	260 人	3 時間以上	1km	0.67km
酒手島排水機場	110 人	80 分	0.86km	0.57km
市営埋畑住宅	150 人	3 時間以内	1km	0.67km
一色学びの館	620 人	3 時間以内	1km	0.67km
生活協同組合 コープあいち 西尾センター	200 人	津波浸水想定区域外	1km	0.67km
きら市民交流 センター	640 人	2 時間以内	1km	0.67km
はずみやこ幼稚園	110 人	3 時間以上	1km	0.67km
生田地区津波避難 タワー01	250 人	65 分	0.69km	0.46km
大島地区津波避難 タワー02	100 人	65 分	0.69km	0.46km
千間地区津波避難 タワー03	200 人	60 分	0.63km	0.42km
吉田地区津波避難 タワー04	450 人	60 分	0.63km	0.42km
消防署吉良分署	170 人	80 分	0.86km	0.57km
高島排水機場	296 人	60 分	0.63km	0.42km

### (3) 津波一時待避所への考え方

各津波一時待避所へは、下記の方針に基づき、避難を行うものと想定する。  
 なお、津波一時待避所における 1 人当たりの占有スペースについては、愛知県  
 市町村津波避難計画策定指針（令和 2 年 3 月改正 愛知県）に基づき 1 m<sup>2</sup>と設  
 定している。

- ①健常者の避難行動と同じく、矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入  
 江・一色排水路を渡っての避難はしない。

- ②小字を単位とする。
- ③自主防災会ごとにまとめられるよう配慮する。

【参考】

津波一時待避所の収容人員については、該当階から階段、変電室、トイレ、機械室、エレベーターを除いた面積（平面図から算出）。屋上については実測。

### 3. 津波から命を守った後に使用する施設の設定

---

#### (1) 津波発生時の指定避難所の設定

津波災害警戒区域については、公共施設を始めとする全ての建物が被害を受けるため、そこで避難生活を送ることは困難であるものと想定する。したがって、津波災害警戒区域の住民についても、津波災害警戒区域外に避難生活を送る場所を設定する。

指定避難所にて受け入れなければならない人数を「実想定必要収容人員」とし、次頁の表のとおり算出した。また、これらの住民を受け入れるため、町内会を最低限の単位とし、指定避難所を設定した。なお、津波災害警戒区域の住民については、津波災害警戒区域外の指定避難所に受け入れていくものとする。

区分	校区名	人口 ※	避難者数 A	避難所へ 行く人の 割合 B (%)	実想定必要 収容人員 C (A×B%)	避難所外 避難者数 A-C
津波災害警戒区域外もしくは一部が津波災害警戒区域	西尾小（南部）	10,132	2,433	60	1,460	973
	西尾小（北部）	2,214	1,596		958	638
	花ノ木小	12,149	1,755		1,053	702
	八ツ面小	11,039	954		572	382
	鶴城小	10,817	1,726		1,036	690
	西野町小	4,478	1,069		641	428
	米津小	7,408	1,070		642	428
	中畑小	5,411	2,873		1,724	1,149
	平坂小	8,635	3,917		2,350	1,567
	矢田小	12,685	2,888		1,733	1,155
	寺津小	7,977	3,377		2,026	1,351
	福地北部小	3,757	1,703		1,022	681
	室場小	3,903	520		312	208
	三和小	8,427	1,310		786	524
	津平小	2,605	361		217	144
	横須賀小	7,405	5,032		3,019	2,013
	幡豆小	6,951	2,928		1,757	1,171
	東幡豆小	4,478	680		408	272
佐久島小	216	253	152	101		
ほぼ全域が津波災害警戒区域	福地南部小	5,725	4,366	67	2,925	1,441
	一色西部小	4,722	2,839		1,902	937
	一色南部小	4,551	4,329		2,900	1,429
	一色東部小	6,007	6,007		4,025	1,982
	一色中部小	7,634	5,285		3,541	1,744
	吉田小	5,189	4,849		3,249	1,600
	荻原小（饗庭以外）	3,942	2,136		1,431	705
	荻原小（饗庭）		700		469	231
	白浜小	3,233	2,183		1,463	720
合計	171,426	69,139	—	43,773	25,366	

※ 人口は令和3年3月現在、避難者数は防災カルテから引用

注1) 矢崎川で東西に分断される横須賀校区の一部（中野・酒井）のうち、矢崎川の東側の住民は一旦津平方面に避難した後に、避難所へ移動すると想定。

注2) Bの避難所へ行く人の割合については「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」から引用

※町内会名等の後ろの括弧内の数字はその実想定必要収容人員を表す。なお、下記に示す避難所はあくまでも「命を守った後に避難生活を送る場所である。

対象エリア	番号	施設名	収容人員	合計	校区名または町内会名	実想定必要収容人員	過不足	対象エリア内調整分	調整後避難者数
西尾小	1	西尾小学校 体育館	488	1,841	西尾小(南部)校区(末広町、亀沢千歳町、鶴ヶ崎町、鶴舞天神1~4区を除く)(1,280)、開正団地(126)、治明南部(184)、治明団地(67)、養ヶ島(113)	1,770	71	32	1,802
	2	西尾小学校 校舎(※1)	1,353						
	3	伊文保育園	371	1,655	西尾小(北部)校区(958)、鶴ヶ崎町(12)、永楽町1丁目(7)、花ノ木町1丁目(12)、城崎町(12)、若松町(10)、寄住町第1~2区(49)	-	1,638	17	1,267
	4	鶴城丘高校 校舎	840						
	5	鶴城丘高校 体育館	444		末広町(17)、亀沢千歳町(27)、鶴舞天神1~4区(124)、治明北部(410)				
	6	西尾幼稚園	552		開正(301)、一色二区(283)(※2)	584	-32		552
花ノ木小	7	花ノ木小学校 体育館	421	2,012	花ノ木小校区(永楽町1丁目、花ノ木町1丁目、城崎町を除く)(1,022)、味浜一区(747)、藤江坂田(144)(※2)	1,913	99	83	1,996
	8	花ノ木小学校 校舎	1,591						
	9	中央体育館	1,982		池田(301)、酒手島(522)、大塚(594)、対米(648)	2,065	-83		1,982
	10	西尾中学校 体育館	325	2,584	前野北部(212)、松木島(1,239)、生田(854)	2,305	279		2,305
	11	西尾中学校 校舎	2,259						
	12	花ノ木保育園	539		千間(494)	494	45		494
八ツ面小	13	八ツ面小学校 体育館	396	1,757	八ツ面小校区(若松町、寄住町第1~2区を除く)(513)	513	1,244		513
	14	八ツ面小学校 校舎	1,361						
鶴城小	15	鶴城小学校 体育館	396	1,803	鶴城小校区(1,036)、米津13組(34)、米津14組(15)	1,085	718		1,085
	16	鶴城小学校 校舎	1,407						
	17	鶴城体育館	1,378		一色一区(1,126)(※2)	1,126	252		1,126
西野町小	18	西野町小学校 体育館	396	1,680	西野町小校区(641)	641	1,039		641
	19	西野町小学校 校舎	1,284						
米津小	20	米津小学校 体育館	394	1,642	米津小校区(米津13組、米津14組を除く)(593)	593	1,049		593
	21	米津小学校 校舎	1,248						
中畑小	22	中畑小学校 体育館	400	1,869	中畑小校区(1,724)、奥田町・南奥田町(46)	1,770	99		1,770
	23	中畑小学校 校舎	1,469						
平坂小	24	平坂小学校 体育館	430	1,834	一色四区(1,210)(※2)	1,210	624		1,210
	25	平坂小学校 校舎	1,404						
	26	平坂中学校 体育館	1,266	3,354	平坂小校区(2,350)	2,350	1,004		2,350
	27	平坂中学校 校舎	2,088						

対象エリア	番号	施設名	収容人員	合計	校区名または町内会名	実想定必要収容人員	過不足	対象エリア内調整分	調整後避難者数
福地中	28	福地中学校 体育館 (※3)	1,112	2,444	長縄町(119)、上道目記町(287)、菱池町(253)、熱池町(191)、下道目記町(135)、針曾根町(190)、行用町(230)、八ヶ尻町(96)、細川(63)、中外沢(349)、一色三区(579) (※2)	2,492	-48		2,444
	29	福地中学校 校舎 (※3)	1,332						
	30	福地南部小学校 体育館	397	1,481	齊藤町(192)、横手町(187)、天竹町(121)、野々宮町(155)、市子町(423)、平口町(207)、笹曾根町(139) (※2)	1,424	57	48	1,472
	31	福地南部小学校 校舎	1,084						
	32	福地北部小学校 体育館	396	1,359	福地北部小校区(1,022)、野田(346)	1,368	-9		1,359
	33	福地北部小学校 校舎	963						
	34	福地北部保育園	413		対米団地(117)、前野南部(223)、惣五郎(55)	395	18	9	404
矢田小	35	矢田小学校 体育館	397	2,074	矢田小校区(1,733)	1,733	341		1,733
	36	矢田小学校 校舎	1,677						
寺津小	37	寺津小学校 体育館	397	3,236	寺津小校区(奥田町・南奥田町を除く)(1,980)	1,980	1,256		1,980
	38	寺津小学校 校舎	1,053						
	39	寺津中学校 体育館	458						
	40	寺津中学校 校舎	1,328						
東部中	41	室場小学校 体育館	342	1,363	室場小校区(312)、吉田第3区(382)、吉田第4区(746)	1,440	-77		1,363
	42	室場小学校 校舎	1,021						
	43	室場保育園	897		吉田第1区(709)、吉田第6区(257)	966	-69		897
	44	白ばら園							
	45	三和小学校 体育館	396	2,052	三和小校区(786)	786	1,266	269	1,055
	46	三和小学校 校舎	1,656						
	47	東部中学校 体育館	312	1,925	吉田第2区(617)、荻原小校区(饗庭以外)(1,431)	2,048	-123		1,925
	48	東部中学校 校舎	1,613						
横須賀小	49	クリーンセンター 管理棟	354		吉田第7区(297)	297	57		297
	50	横須賀小学校 体育館	356	1,599	横須賀第1区(471)、横須賀第2区(230)、横須賀第3区(241)、横須賀第4区(365)、横須賀第6区(364)	1,671	-72		1,599
	51	横須賀小学校 校舎	1,243						
	52	横須賀保育園	421		横須賀第5区(289)	289	132	89	378
	53	横須賀ふれあいセンター	324		横須賀第8区(341)	341	-17		324
津平小	54	津平小学校 体育館	283	989	津平小校区(217)、横須賀第7区(718)	935	54		935
	55	津平小学校 校舎	706						
	56	津平保育園	247		吉田第5区(241)	241	6		241
	57	アイシン機工株式会社	469		荻原小校区(饗庭)(469)	469	0		469

対象エリア	番号	施設名	収容人員	合計	校区名または町内会名	実想定必要収容人員	過不足	対象エリア内調整分	調整後避難者数
白浜小	58	吉良温泉観光組合（宿泊施設）	1,258		白浜小校区（小山田以外）（1,258）	1,258	0		1,258
	59	吉良カントリークラブ	205		白浜小校区（小山田）（205）	205	0		205
幡豆小	60	幡豆小学校 体育館	416	1,921	幡豆小校区（1,757）	1,757	164		1,757
	61	幡豆小学校 校舎	1,233						
	62	見影保育園	272						
東幡豆小	63	東幡豆体育館	451		東幡豆小校区（408）	408	43		408
佐久島	64	佐久島開発総合センター	214		佐久島地区（152）	152	62		152
一色中部小	65	一色中部小学校 体育館	305	1,536	赤羽（638）、味浜二区（617）	1,255	281		1,255
	66	一色中部小学校 校舎	1,231						

※1 児童クラブを含めた収容人員

※2 一色排水路の東側に位置する町内会については、一色排水路を渡らずに津波災害警戒区域外まで一旦避難した後に各避難先へ移動することを想定

※3 福地中学校については、グラウンドの浸水が予想されているため、グラウンドを除く部分を避難所として使用するものとする

<調整後避難者数について>

対象エリア内の避難者を調整して収容するものと考え設定。算出方法は下記のとおり。

- ・施設の収容人員 $\geq$ 実想定必要収容人員の場合 $\rightarrow$ 実想定必要収容人員+対象エリア内調整分
- ・施設の収容人員 $<$ 実想定必要収容人員の場合 $\rightarrow$ 施設の収容人員

※ 端数を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある

※ 3の伊文保育園及び4・5の鶴城丘高校へ避難する地区（西尾小（北部）校区、鶴ヶ崎町、永楽町1丁目、花ノ木町1丁目、城崎町、若松町、寄住第1～2区）については、まず初めに伊文保育園を使用するものとする。

また、43の室場保育園及び44の白ばら園については、室場保育園、白ばら園の順に施設を使用するものとする

※ 小学校体育館：延床面積 $\times$ 0.7、小学校校舎：延床面積 $\times$ 0.6、中学校体育館：延床面積 $\times$ 0.75、中学校校舎：延床面積 $\times$ （クリーンセンター管理棟については、会議室・ロビー等の面積から詳細に算出しているため、補正係数なし

鶴城丘高校の体育館は延床面積 $\times$ 0.7、校舎については使用可能な教室の面積 $\times$ 0.7

上記以外の施設：延床面積 $\times$ 0.65、

## (2) 要配慮者用施設

「(1) 津波発生時の指定避難所の設定」では、災害発生後3日間を乗り切ることを第一に考えているため、収容施設の全てを2㎡/人で計算している。健常者の場合は、この占有面積でも短期間は生活できるものと考えられるが、妊婦やけが人、障害者などはこのスペースで生活を送ることは困難であると考えられる。中でも、収容人員の空きがエリア内の総収容人員の10%未満である地区については、特に困難であると考えられるため、これを目安として要配慮者用施設を下記のとおり設定する。

<参考> 収容人員の空きがエリア内の総収容人員の10%未満であるエリア

エリア名
西尾小
花ノ木小
中畑小
福地中

エリア名
横須賀小
津平小
幡豆小

### ○要配慮者用施設一覧

エリア名	施設名
西尾小 ・ 花ノ木	アクティにしお
	西尾市高齢者交流広場伊文福祉会館
	西尾市高齢者交流広場とくつぎ福祉会館
	JA 西三河本店 (5階)
中畑小	なかばた保育園
福地中	JA 西三河事務センター (※1)

東部中	室場ふれあいセンター (※2)
横須賀小	横須賀老人憩の家
津平小	津平老人憩の家
幡豆小	幡豆保育園
一色中部小	一色中部保育園 (※3)
	一色高校 (※3)

※1 一部に30cm未満の浸水が予想されているため、状況を見て開設する。

※2 対象エリア内では空きはあるものの、室場小校区には多くの吉良地区の住民が避難し、空きがない状態であるため指定

※3 一色中部小学校付近は津波災害警戒区域外となるため多くの要配慮者が緊急的に避難してくることを想定し指定

## (3) 二次開設施設

避難生活の長期化を想定し、下記施設を二次開設施設と定め、避難者を順次移動させるものとする。

### ○避難者を二次的に受け入れる施設

スポーツ公園総合体育館、幡豆いきいきセンター、東幡豆小 校舎、東幡豆保育園、佐久島しおさい学校

※幡豆いきいきセンター、東幡豆小 校舎、東幡豆保育園については、民間事業所へ避難した荻原小校区（饗庭）と白浜小校区の受け入れ先として設定（白浜小校区の受け入れについては東幡豆体育館の空きスペースも利用）

#### （４）【参考】福祉避難所

要配慮者のうち、要介護・障害の度合いが高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方が避難する施設を福祉避難所といい、津波災害時は下記の施設を指定している。なお、福祉避難所への移送者については、指定避難所にて避難所配置職員等がスクリーニングにより決定することとしており、全介助が必要な胃ろう、寝たきり等の「食事、排泄、移動が一人でできない方」を対象としている。

※津波災害警戒区域外の施設のみ記載

番号	施設名	住所	種別	校区
1	介護老人保健施設いずみ	和泉町 1 番地 8	高齢者	西小北
2	介護老人保健施設やまお	徳次町明大寺 144 番地 5	高齢者	花ノ木
3	せんねん村矢曾根 ショートステイはなれ	矢曾根町蓮雲寺 52 番地 1	高齢者	花ノ木
4	せんねん村矢曾根の家	矢曾根町蓮雲寺 55 番地 1	高齢者	花ノ木
5	せんねん村 グループホーム矢曾根 せんりょう・まんりょう	矢曾根町蓮雲寺 74 番地	高齢者	花ノ木
6	せんねん村矢曾根	矢曾根町蓮雲寺 29 番地 1	高齢者	花ノ木
7	にしお老人保健施設 彩り	江原町西柄 12 番地	高齢者	三和
8	L i n k	丁田町落 33 番地 7	障害者	花ノ木
9	愛厚ホーム西尾苑	八ツ面町蔵屋敷 120 番地	高齢者	八ツ面
10	看護専門学校	戸ヶ崎町広美 109 番地 1	高齢者	八ツ面
11	米津老人保健施設	桜町 4 丁目 31 番地	高齢者	鶴城
12	せんねん村 グループホームとみやま	富山二丁目 2 番地 8	高齢者	矢田
13	せんねん村 デイサービスとみやま	富山二丁目 2 番地 12	高齢者	矢田
14	まごころデイセンター	米津町家下 1 番地 4	高齢者	米津
15	多機能型事業所にしお	家武町深篠 96 番地	障害者	室場
16	里山の家	家武町深篠 115 番地 1	障害者	室場
17	小規模多機能型 居宅介護ふれあいの家	駒場町東山 39 番地 1	高齢者	室場

番号	施設名	住所	種別	校区
18	特別養護老人ホーム レジデンス宮崎	吉良町宮崎丸山 14 番地 1	高齢者	白浜
19	友国作業所	吉良町友国新田 4 番地 2	障害者	津平
20	特別養護老人 ホームレジデンス寺嶋	吉良町寺嶋川原 15 番地	高齢者	横須賀
21	小規模多機能型 居宅介護レジデンス寺嶋	吉良町寺嶋川原 15 番地	高齢者	横須賀
22	特別養護老人ホーム しはとの郷	鳥羽町迎 49 番地 2 番地	高齢者	幡豆
23	特別養護老人ホーム 三和の里	西浅井町山之腰 90 番地	高齢者	三和
24	小規模多機能ホーム 三和の里	西浅井町山之腰 90 番地	高齢者	三和
25	グループホームこまんぼ	駒場町東山 39 番地 1	高齢者	室場
26	特別養護老人ホーム せん ねん村	平口町大溝 77 番地	高齢者	福地南
27	デイサービスせんねん村	平口町大溝 77 番地	高齢者	福地南
28	せんねん村グループホーム きら	吉良町吉田山中 6 番地 1	高齢者	吉田
29	特別養護老人ホーム いちご	市子町稲荷 122 番地	高齢者	福地南
30	障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝 75 番地	障害者	福地南
31	ながなわ	長縄町西落 42 番地	障害者	福地南
32	ののみや	野々宮町下宮東 11 番地 6	障害者	福地南
33	いっしき	一色町池田埋田 17 番地	障害者	一色中部
34	介護老人保健施設 高須ケアガーデン	一色町赤羽上郷中 120	高齢者	一色西部
35	高須デイサービスセンター	一色町赤羽北荒子 18 番地	高齢者	一色西部
36	サンライズ高須	一色町赤羽北荒子 20 番地 1	高齢者	一色西部
37	介護老人保健施設 らくらく一色	一色町松木島丸山 54 番地	高齢者	一色東部
38	にしお特別支援学校	須脇町高河原 86 番地	障害者	福地南

## 第6節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

### (1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

- 「南海トラフ地震に関連する情報」は南海トラフ全域を対象に巨大地震の発生可能性の高まりについて、気象庁より発表される情報である。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ地震の発生可能性が通常時と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報で、情報発表後の防災対応を行いやすくするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のようにキーワードを付して発表される。

### ○ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合</li> <li>・ 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合</li> </ul>

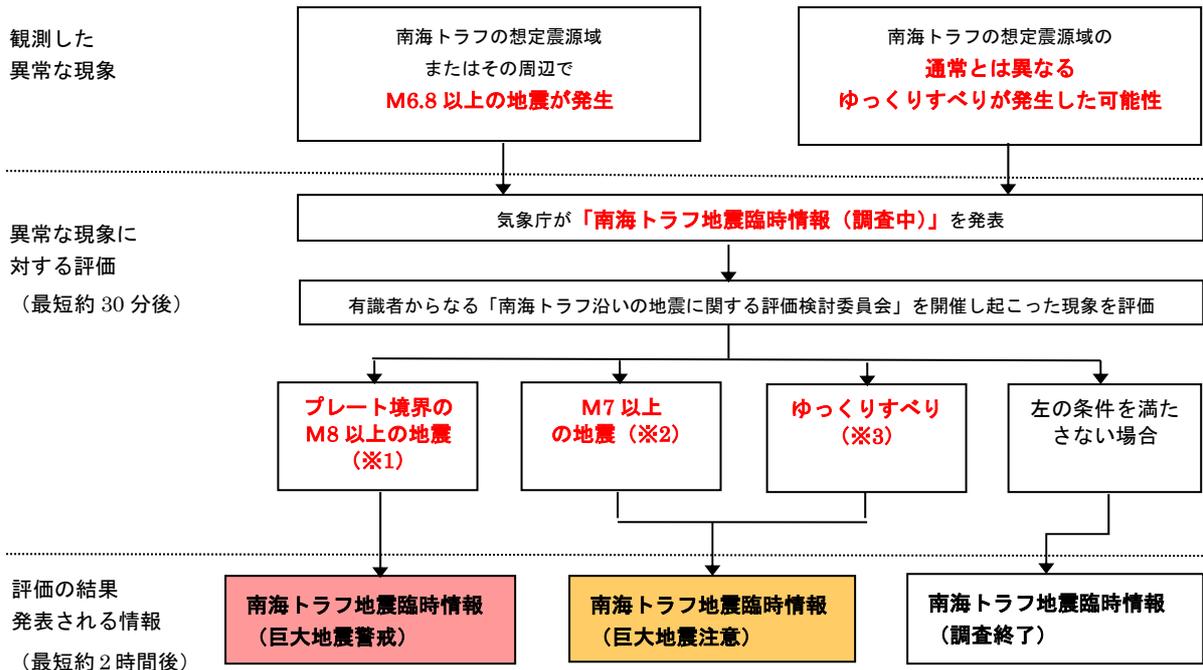
### ○ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM7.0以上8.0未満の地震が発生)
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合

○ 南海トラフ沿いで観測される異常な現象（3 ケース）

<p>半割れケース ↓ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p>	<p>南海トラフの想定震源域内の領域で、M8.0 以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>図 6 「半割れケース」で想定される大津波警報・津波警報の発表イメージ</p>
<p>一部割れケース ↓ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p>	<p>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7.0 以上）が発生し、大規模地震の発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>図 7 「半割れケース」で想定される地震動・津波の状況</p>
<p>ゆっくりすべり ↓ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p>	<p>南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合</p> <p>図 12 「一部割れケース」で想定される津波警報等の発表イメージ等</p>

## (2) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

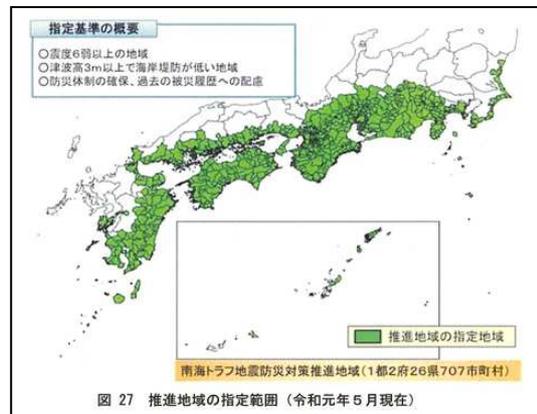
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(参照: 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインを抜粋)

## (3) 検討を行う理由

○ 本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を検討する。

- 南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域内の市町村は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴い、同法第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画(西尾市地域防災計画)に、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を盛り込む必要が生じた。



- 国が公表した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」では、防災対応を検討する地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」を基本とすることとされている。

## 2. 「南海トラフ地震」に対する防災対応の基本原則

- 「南海トラフ地震臨時情報」の発表がないまま、突発的に巨大地震が発生することも十分に考慮し、市、市民、事業者及び関係者は、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を強力に推進する。
- 一方で、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」も最大限活用し、市民及び事業者が「より安全な防災行動」をとることにより、被害軽減に繋げる。
- 市は、市民生活や社会生活への混乱を防ぐため、市民及び事業者に対する正しい情報の周知に努める。

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応

- 避難検討の位置づけ、基本的な考え方
    - ・愛知県の南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内「巨大地震警戒時の事前避難」の手引きでは、後発地震が発生してからの避難では間に合わない地域や地震動に伴う堤防沈下により地震発生から30分以内に30cm以上浸水する地域については事前避難について検討をする旨の記載があり、西尾市においては事前避難対象地域を設定し、対象の地域に対して事前避難を呼びかける。
  
  - 避難検討対象地域

愛知県市町村津波避難計画策定指針によると避難検討対象地域は次のとおりである。

    - ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）において、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生ずる地域。

→西尾市は上記の特別強化地域ではないため、ここには該当しない。

    - ・地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域。

→西尾市内に該当する地域がある。

    - ①地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域（小字）について健常者（避難速度：1.38 km/h）が津波浸水想定区域外まで避難できない、または、要配慮者（避難速度：0.69 km/h）が津波一時待避所まで避難できない地域を事前避難対象地域とする。
- 【注1】 避難可能の判断に用いる内陸部の津波到達時間（浸水深30cmに達する時間）については、平成26年11月に愛知県が発表した愛知県津波浸水想定では、算出・発表されていないため、平成26年5月に愛知県が発表した過去地震最大モデルを用いる。
- 【注2】 要配慮者の津波一時待避所までの避難可能距離については、津波避難施設整備方針と同様、その上限を1kmと設定する。
- 【注3】 避難可能の判断にあたっては、今後の土地の開発も考え、現在住家等が建設さ

れている場所に対象を限定することなく、津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域の全てを対象として検証する。

②西尾市津波避難計画に基づく避難困難地域

ア) 10か所の津波避難タワーの建設地区を始めとする今後のハード整備を予定している地区の要配慮者

イ) 津波浸水想定区域外までの避難が困難である、吉良町吉田西高島・東高島等の健常者・要配慮者

●事前避難対象地域

【 要配慮者が対象となる地域 】

西小槲町【六丁目、八丁目、九丁目】、奥田町【一丁目、四丁目、十丁目】、南奥田町【新田西、小字なし】小栗町【五丁目、六丁目、上ノ切用水西、上流作、新切稻荷前、新切用水東、新切大道東】	
一色町	治明【丑新田南ノ切、丑新田北ノ切、丑中、丑北】、細川【三番割、四番割、五番割、六番割、西実録、汐浜、大岡一ノ割、大岡三ノ割、大岡四ノ割、大岡五ノ割、大岡六ノ割】 中外沢【ロノ割、壺町割、下割、上羽瀬、二割】、藤江【大山、東新切、百間】 坂田新田【小家前】、大塚【伊佐新田】、生田【竹生新田、案子東、一ノ切、西萱野、西高前】酒手島【東芝野通、西前通、西中通、西上通】
吉良町	吉田【二割、下屋敷、小池、忠四郎前、平ヶ山、堀割、離島、西川畔】 大島【上、替地、中、中道下、彦兵衛山】 荻原【小川尻、一番割、外川田、小入道、百度荒子、斧田洗】

※上記の表の内、今後津波避難施設の整備予定地区となっている地域は、ハード整備完了の後、事前避難対象地域からは除外される。

○ 避難対象者の特性に応じた検討

- ・ 避難検討対象地域において、避難速度を「健常者」と「要配慮者」に分けて検証することで、対象者を選定する。

○ 津波到達時間の設定

- ・ 愛知県津波浸水想定（平成26年11月）においては、津波到達時間が示されていないため、過去地震最大モデル（平成26年5月）を対象として自主避難について検討する。

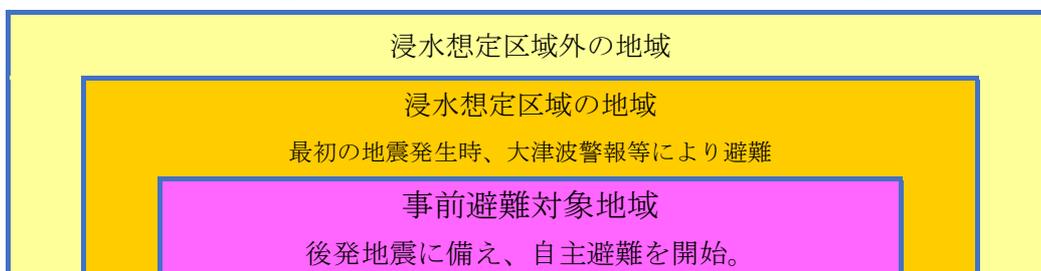
○ 避難可能範囲

- ・ 健常者の場合、発災後ただちに（5分後）、1.38 km/hで徒歩にて避難できる範囲とする。
- ・ 要配慮者の場合は25頁のとおりです。

○ 事前避難対象地域の設定

- ・ 避難検討対象地域について、避難の可否を検証して避難不可の地域（小字）を本市では、事前避難対象地域とする。

- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際の対応
  - ・ 発表後1週間を基本として事前避難対象地域の住民は、事前避難を開始。
  - ・ 日頃からの地震の備えの再確認等を実施。
  - ・ 小中学校及び事業所は通常どおりとし、普段と変わらない社会生活を基本とする。



- ・ 発表から2週間までは、日ごろからの地震の備えの再確認を実施。

	プレート境界のM8以上の地震 <sup>※1</sup>	M7以上の地震 <sup>※2</sup>	ゆっくりすべり <sup>※3</sup>
発生直後 <small>「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合</small>	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒対応</b> ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● <b>事前避難対象地域の住民は事前避難を開始</b> ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	<b>巨大地震注意対応</b> ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>巨大地震注意対応</b> ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間 <sup>※4</sup>	<b>巨大地震注意対応</b> ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に開設する避難所

- 津波浸水想定区域外の知人宅、親戚宅等への避難を基本とする。
- 小中学校や事業所は通常どおりとした上で事前避難対象地域に事前避難を呼びかけるため市が開設する避難所は小中学校以外の施設とする。
- 開設する期間は原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間とする。
- 開設した避難所は避難者による自主運営とし、避難生活に必要な食料や日用品等は避難者が用意することを基本とする。

① 避難者数の想定

39頁で示す事前避難対象地域の想定避難者数の合計1,239人と想定する。

② 避難所の設定

○ 一次開設する避難所

教育活動の妨げにならない施設を開設する。また、今回の事前避難は、後発地震によって起こる津波から命を守るために先行して逃げておくという意味合いであることから、津波浸水想定区域外の施設を開設する。

施設名	収容可能人数 (2㎡/人)	収容可能人数 (感染症考慮版)
スポーツ公園 総合体育館	3,665人	1,832人
中央体育館	1,982人	991人
合計	5,647人	2,823人

注1) 総合体育館については、延床面積11,279.6㎡×0.65÷2で算出。中央体育館については、本計画の通りの値。

注2) 収容可能人数（感染症考慮版）については、ソーシャルディスタンスを確保した場合に収容可能と判断される人数のことで、収容可能人数（2㎡/人）の半分と想定した。

○ 二次開設する避難所

施設名	収容可能人数 (2㎡/人)	収容可能人数 (感染症考慮版)
佐久島開発総合センター	214人	107人
横須賀ふれあいセンター	341人	170人
幡豆いきいきセンター	774人	387人
吉良温泉観光組合	1,258人	629人
合計	2,587人	1,293人

### (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の防災対応

#### ○ 対応・方針

- ・ 気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、事前避難対象地域においては発表後1週間、日常生活を送りつつ、日ごろからの地震への備えの再確認をする。
- ・ 気象庁から発表される情報、市が発令する情報等を様々な手段を用いて自ら取得するよう心がけるものとする。

## 第7節 初動体制

地震等が発生した場合は、下記基準に基づき災害対策本部を速やかに設置し、次の配備体制をとるものとする。

配備基準	
指令又は解除の基準	
非常配備準備	<p><b>指令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</li> <li>(2) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</li> </ul> <p><b>解除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</li> <li>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</li> </ul>
第1非常配備	<p><b>指令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市で震度4以上の揺れを観測したとき。</li> <li>(2) 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。</li> <li>(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</li> <li>(4) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。</li> <li>(5) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</li> </ul> <p><b>解除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</li> <li>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</li> </ul>
第2非常配備	<p><b>指令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</li> <li>(2) 東海地震注意情報が発表されたとき。</li> <li>(3) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。</li> <li>(4) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</li> </ul> <p><b>解除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</li> <li>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</li> </ul>
第3非常配備	<p><b>指令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市で震度5弱以上の揺れを観測したとき。</li> <li>(2) 「伊勢湾・三河湾」に津波警報・大津波警報が発表されたとき。</li> <li>(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、必要により市長が当該配備を指令したとき。</li> <li>(4) 東海地震予知情報・警戒宣言が発表されたとき。（地震災害警戒本部）</li> </ul>

	<p>(5) 大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。</p> <p>(6) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p><b>解除</b></p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで、被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>
--	--

(西尾市地域防災計画から抜粋)

前表における動員対象者

種類	動員内容
非常配備	危機管理局 危機管理課職員
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部長</li> <li>・危機管理局 危機管理課職員</li> <li>・各支所 支所長補佐職以上</li> <li>・建設部、都市整備部、上下水道部、市民病院 課長補佐職以上</li> <li>・消防本部（課長職以上、各出張所長及び消防団担当）</li> <li>・避難所配置職員（災害対策本部からの指示）</li> </ul> <p>※ただし、上下水道部下水道整備課は主任主査職以上</p>
非常第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則各課課長補佐職以上（ただし、各支所、建設部、都市整備部、上下水道部、市民病院、会計課及び監査委員事務局は主査職以上）</li> <li>・避難所配置職員（災害対策本部からの指示）</li> </ul>
非常第3配備	全職員

(西尾市地域防災計画から抜粋)

B C P発動基準

	発動又は終結の基準	動員内容
発動要件	<p><b>発動</b></p> <p>(1) 本市で震度6弱以上の揺れを観測したとき。</p> <p>(2) 本市で震度5強以下の揺れを観測したときは、被害状況に応じ、災害対策本部長が必要と判断した場合。</p> <p><b>終結</b></p> <p>災害対策本部長が災害応急対策をおおむね完了したと認めたとき。</p>	<p>全職員</p> <p>【参集先等の詳細は西尾市業務継続計画（BCP）による。】</p>

なお、すみやかに参集するために、職員一人ひとりが、西尾市災害時緊急通報システムや防災行政無線、テレビ、ラジオなどを積極的に活用し、情報収集に努めることとする。

## 第8節 避難誘導等に従事する者の安全確保

災害発生後、消防職員や消防団員等は、自らの命を守ることを基本としつつ、避難誘導や要配慮者の避難支援などに努めるものとする。津波の浸水が予想される地域でこれらの業務にあたる場合は津波到達時間の考慮が必要なことから、下記の基準にて退避するものとする。

### 1. 消防団員の安全確保

津波災害警戒区域内にある分団は、地震発生後、伊勢・三河湾に津波警報・大津波警報が発表され津波災害の危険性が高まったときは、率先避難者として住民に避難広報を実施しながら津波災害警戒区域外へ避難することを最優先とし、一色本団及び一色団は本署、吉良本団、吉良第2及び第3分団は横須賀公園に参集する。その際、避難行動要支援者等の避難についても、状況によっては町内会、自主防災会、民生委員等と協力して活動にあたる。

また避難途上で要救助者、怪我人等を発見した場合は、付近住民等と協力し可能な範囲で救助活動等を実施する。

なお、遠方で地震が発生した場合で、津波到達までに十分時間のある場合は、海岸付近の広報等を指示する場合がある。その際は活動可能時間を判断し、時間内で活動することとする。なお、津波到達予想時間が早まった場合など危険情報が入った場合は、直ちに活動団員に退避命令を出す。

- ・海岸・河川付近の住民の避難誘導を行う団員は、周囲の安全を確認し、ライフジャケットの着用、デジタル簡易無線機等を携行し、複数人の団員で活動する。
- ・津波災害警戒区域内に詰所がある分団で避難途上詰所に立ち寄ることのできる団員は、必要資機材を車両に積載し、車両を津波の影響を受けない場所に避難広報しながら退避させる。ただし、路面の液状化や倒壊家屋等の影響で車両の移動が困難な場合や、自分の身の安全が確保できない状況であると判断した場合は、車両の移動を行わず、安全な場所に避難する。また車両から離れる場合は、団員1名を車両に残し、デジタル簡易無線機を必ず携行する。
- ・津波災害警戒区域内に詰所がある分団は、あらかじめ避難ルート・津波災害警戒区域外の参集場所等について団員間で周知徹底しておく。
- ・参集人員、避難途上で得た被害状況を参集場所から消防本部及び本団へ連絡する。

(大規模災害時における西尾市消防団活動マニュアル(基本団員用) 令和5年2月から抜粋)

## 2. 消防職員の安全確保

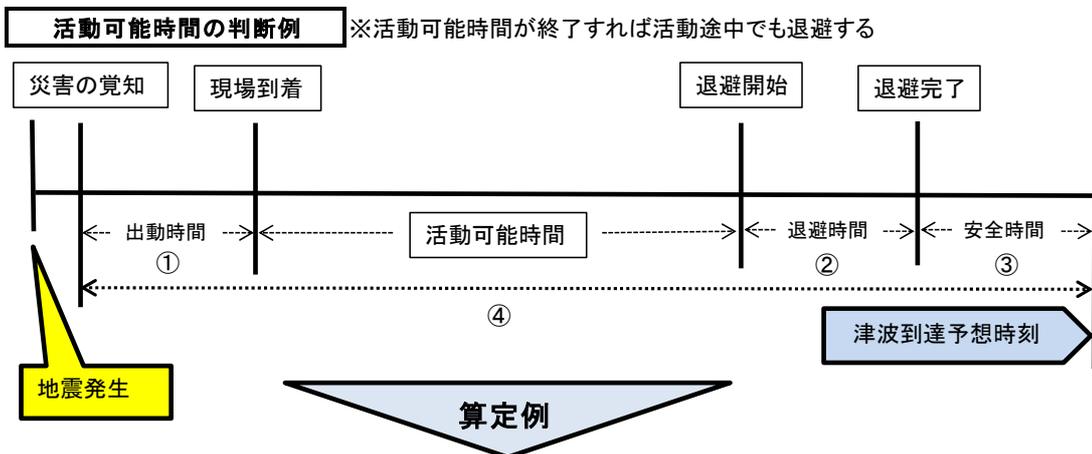
西尾市業務継続計画に基づき、次のとおり安全確保を行う。

### 浸水想定区域における部隊の活動可能時間

各署所は、地域防災計画、ハザードマップ等から津波の浸水想定区域内の活動を想定した安全退避場所をあらかじめ指定しておくとともに、部隊等は、安全退避場所及び緊急時の津波避難場所等の位置を把握しておくものとする。そのうえで、地震発生後に災害を覚知した場合、災害発生場所(地点)の確定を行い、津波到達予想時刻を基に出動に要する時間、災害発生場所から最も近い安全退避場所へ退避する時間、更には地域事情に応じた退避に係る安全(予備)時間を考慮し、部隊の活動可能時間を判断する。

【部隊が活動可能時間を判断する要素】

- ① 災害発生場所(地点)までの出動(移動)時間
- ② 災害発生場所から直近の安全退避場所への退避(移動)時間
- ③ 安全時間(想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間)
- ④ 津波到達予想時刻までの時間



### 活動可能時間の算定例

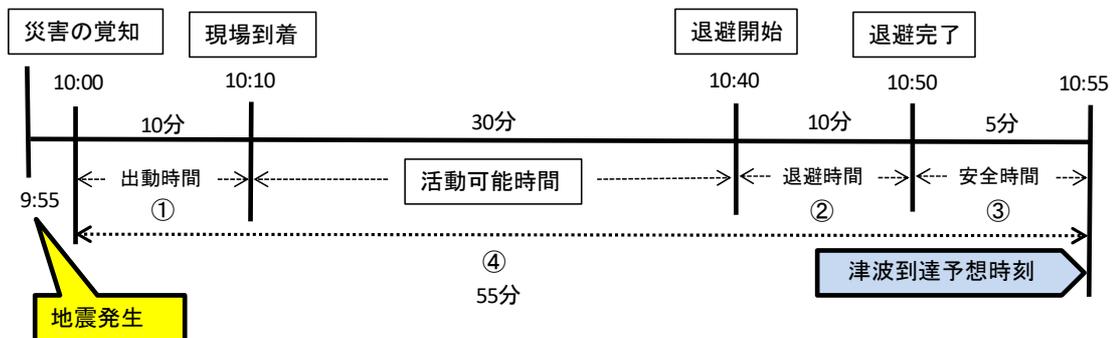
9:55に地震が発生し、3分後の9:58に気象庁から津波到達予想時刻は10:55と発表。

10:00に津波の浸水想定区域内での災害を覚知し、出動。

災害発生場所までの出動時間が10分

災害発生場所から直近の退避場所までの移動時間が10分

安全時間が5分(安全確実に退避するための予備時間)

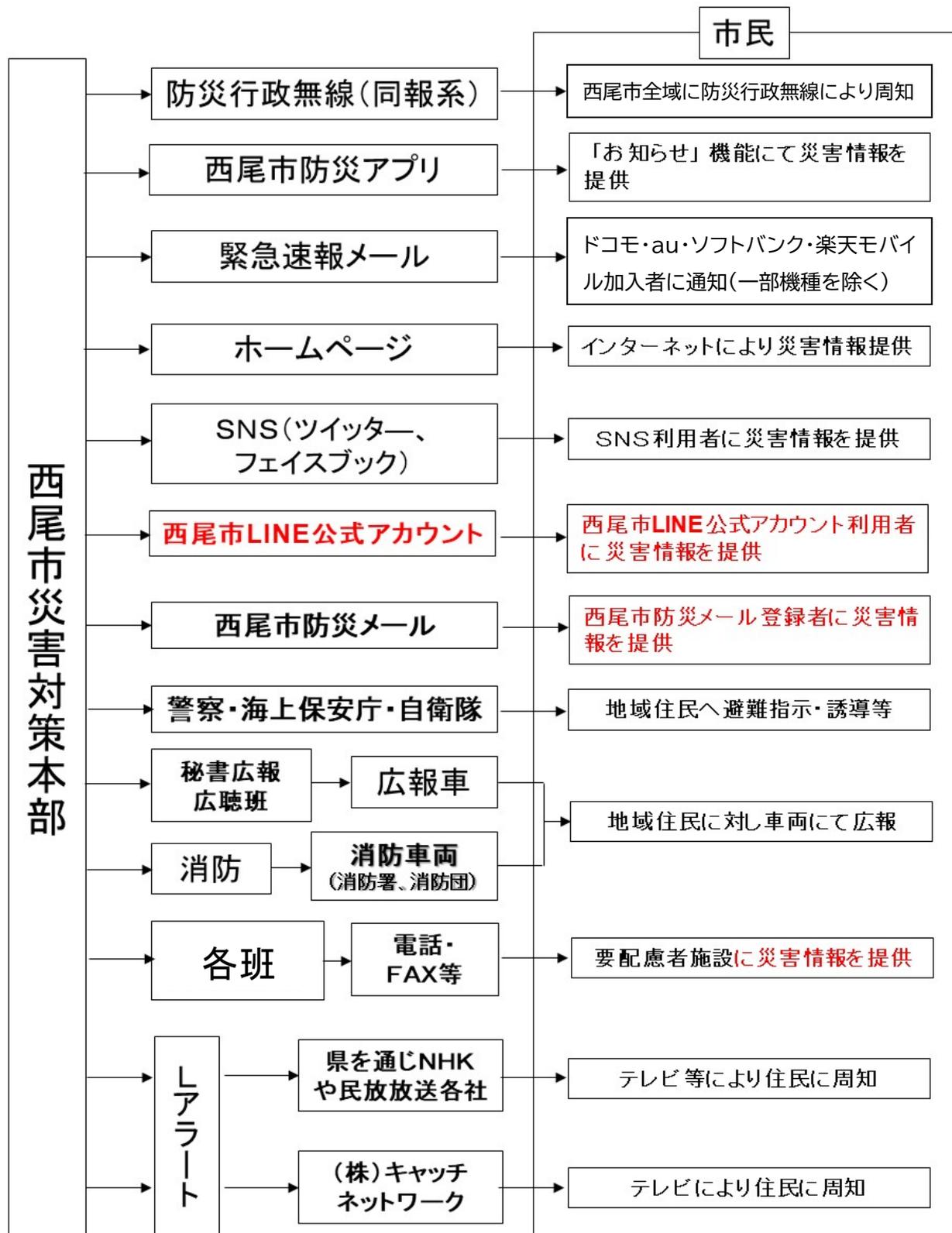


$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

$$\text{退避開始時刻} = \text{津波到達予想時刻} - (\text{②} + \text{③})$$

## 第9節 津波情報の収集、伝達

大津波警報、津波警報などの津波情報や避難指示等の発令については、原則として下図の流れと手段で市民に伝達するものとする。



## 第10節 避難指示の発令

津波発生時の避難指示の発令にあたっては、「西尾市 避難情報に関する判断・伝達マニュアル」に基づき、実施するものとする。そのため、詳細については、同マニュアルを参照することとし、ここでは、避難指示の発令基準や避難対象地域等を抜粋して記載する。

### 1. 警戒すべき区間等

警戒すべき区間		海岸部及び津波による海水の河川遡上のおそれを有する河川周辺	
津波による海水の河川遡上のおそれを有する県管理河川		矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川、朝鮮川	
被害想定		家屋の浸水・水没・損壊	
避難対象地域等	津波注意報	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防より海側の地域対象	
	津波警報 大津波警報	西尾	平坂町、中畑町、楠村町、西小柳町、小栗町、奥田町、西奥田町、南奥田町、港町、国森町、上矢田町、下矢田町、新在家町、矢曾根町、住崎四丁目、寺津町、中根町、徳永町、巨海町、刈宿町、十郎島町、川口町、深池町、菱池町、須脇町、斉藤町、熱池町、長縄町、上道目記町、下道目記町、針曾根町、行用町、八ヶ尻町、市子町、平口町、笹曾根町、横手町、天竹町、野々宮町、米津町、南中根町
		一色	開正、赤羽、治明、養ヶ島、細川、中外沢、味浜、小藪一色、藤江、坂田新田、池田、前野、対米、大塚、野田松木島、千間、生田、酒手島、惣五郎、佐久島
		吉良	吉田、大島、荻原、饗庭、小山田、富好新田、白浜新田宮崎、乙川、富田、八幡川田、下横須賀、上横須賀、酒井中野、友国
		幡豆	西幡豆町、東幡豆町、鳥羽町、寺部町

### 2. 避難指示の発令基準

避難指示は、次の基準を参考に発令するものとする。判断基準に達しない場合についても、気象海象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難指示	① 伊勢・三河湾に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
------	---

## 第11節 津波対策の教育・啓発

### 1 防災意識の啓発

地震・津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発に努めるものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (3) 地域の避難場所、避難路に関する知識
- (4) 避難生活に関する知識
- (5) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (6) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 2 防災に関する広報

地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災知識等の普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、ハザードマップ、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布に努めるものとする。

### 3 自動車運転者に対する広報

地震や津波が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

### 4 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等により、食料等生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、その他生活必需品について、7日分程度の家庭内備蓄を推進するものとする。

### 5 報道媒体の活用及び協力要請

発災時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、平常時から、広報紙等を通じて予防、応急措置及び避難などの防災に関する情報を提供し、地震・津波災害についての市民の知識向上に努めるものとする。

また、災害発生時には、報道機関に対して必要な資料を積極的に提供し、市民

への情報伝達について、協力を要請する。

#### 6 過去の災害教訓の伝承

市民が過去の災害から得られた教訓を伝承できるよう、その重要性について啓発に努めるものとする。

#### 7 小中学生を対象とした学校での教育

防災を文化として根付かせ、次の世代へ着実に継承していくため、小中学生を対象とした防災教育の実施に努めるものとする。

### **第12節 避難訓練の実施**

---

津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、住民一人ひとりに適切な避難行動を定着させることが重要である。そのため、自主防災会等が実践的かつ継続的な訓練を実施できるよう支援していくものとする。

特に、第2章第3節に掲げる避難困難地域については、積極的に避難訓練をおこない、津波発生時に迅速かつ円滑な避難体制を構築しておくものとする。

### **第13節 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策**

---

本市沿岸部には、一色漁港、一色さかな広場、吉良ワイキキビーチ及び吉良温泉などの観光客等が訪れる場所が多く存在するため、災害発生直後は、屋外拡声器やサイレン等にて、沿岸部の来訪者や港湾・沿岸利用者に対して、避難指示などの避難に関する情報をすみやかに伝達するものとする。また、津波の危険性や避難する場所等を周知するため、ハザードマップを集客施設に配付していく。

### **第14節 災害時要配慮者の避難対策**

---

災害時要配慮者への避難支援については、自主防災会が主体となり、実施できるよう支援していく。特に避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿等を活用し、日ごろから顔のみえる関係づくりを行うとともに、避難支援や支援方法をあらかじめ決めておき、災害発生時に円滑に活動できるようにしておく。